

吉野熊野国立公園
(熊野灘・熊野川・那智地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第 4 次点検]

(環境省案)

令和 年 月 日

環 境 省

目次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	3
3	地域の概要の変更内容	8
4	変更する公園区域	28
第2	公園計画の変更	65
1	変更理由	65
2	基本方針の変更内容	67
3	規制計画の変更内容	72
(1)	保護規制計画及び関連事項	72
ア	特別地域	72
(ア)	特別保護地区	76
(イ)	第1種特別地域	78
(ウ)	第2種特別地域	83
(エ)	第3種特別地域	87
イ	海城公園地区	91
ウ	関連事項	122
(ア)	乗入れ規制区域及び期間	122
(イ)	捕獲等規制動植物及び区域	125
(ウ)	普通地域	132
エ	面積内訳	135
4	事業計画の変更内容	137
(1)	施設計画	137
ア	利用施設計画	137
(ア)	道路	137

第1 公園区域の変更

1 変更理由

吉野熊野国立公園は、紀伊半島の中央部から南部にかけて、三重・奈良・和歌山の3県にまたがって位置している。その風景は、原生林と急峻な連峰、深い溪谷から始まり、河川から海岸までが連続した大規模な「陸域景観」と、黒潮の影響を受けた「海域景観」の両方を特徴としている。さらに、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道等の山岳宗教、それらと密接に関わる歴史文化に起因する「文化的景観」を併せ持つ国立公園である。

本公園は昭和11年2月1日に指定され、その際には、国立公園協会の懸賞募集で当選した「吉野熊野国立公園」という名称が付された。

その後、昭和25年2月15日に串本・潮岬地区、昭和40年3月25日に洞川地区、昭和45年7月1日に鏑浦地区を含む熊野灘沿岸海域、昭和50年12月19日に尾鷲・熊野地区（鬼ヶ城より北側の海岸）がそれぞれ追加指定されている。さらにその後、昭和63年11月7日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ、平成9年12月16日に第1次点検、平成18年1月19日に第2次点検が実施された。続いて、平成27年9月27日には「和歌山県海岸地域」を対象とした第3次点検が行われ、熊野枯木灘海岸県立自然公園及び田辺南部白浜海岸県立自然公園の区域並びにその周辺海域を本公園に編入して、現在に至っている。

そして、平成27年の第3次点検以降は、本公園を「熊野灘・熊野川・那智地域」、「吉野地域」、「和歌山県海岸地域」の3エリアに分けて、順次、点検を行うこととしている。

他方で近年、「より深い自然体験を求める公園利用の形態の変化」等、国立公園を取りまく環境は大きく変化しており、「国立公園に相応しい自然の風景地」についても、改めて評価することが求められている。加えて、国際場裡においても、2015年9月の国連総会で決議された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（A/RES/70/1）の目標部分である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）では、17ゴールのうち14番目に「海域保全」が、15番目に「陸域保全」が挙げられたほか、2022年12月にカナダで開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）においても、「30 by 30目標」と呼ばれる、陸域・海域の保全に関する新たなる目標が設定される見込みであることから、「我が国の生物多様性を保全する、屋台骨としての役割」を、国立公園がより積極的に担っていく必要性が高まっている。

こうした様々な背景を踏まえ、今回は、「熊野灘・熊野川・那智地域」を対象として、当該地域の自然環境に関する科学的なエビデンス等に基づいた「第4次点検」を行った。特に近年は、EBPM（Evidence-based Policy Making：エビデンスに基づく政策立案）が国内外で強く求められていることから、今回点検では、自然環境や生物の生息・生育等に関するデータから構築された「生物多様性に関するビッグデータ」を使って解析を行い、「三重県の錦並びに白浦及び島勝浦の海域において、その生物多様性の組成が、伊勢志摩国立公園よりも吉野熊野国立公園に相対的に類似している」こと、「その海域を国立公園の区域に指定することで、生物多様性の保全効率が高まる」ことを明らかにした上で、周辺の島嶼及び陸域を含む当該エリアを、吉野熊野国立公園の公園区域に編入することとした。また、森林簿データを精査した結果等を踏まえ、和歌山県・大雲取山周辺の陸域

についても、新たに国立公園区域に指定して一体的な保護を図ることとした。

併せて、「既指定区域において、国立公園としての風致の資質が失われている地域」等については、周辺の公園区域内の風致・風景への影響に配慮しつつ区域から削除するとともに、「公園区域が不明確となった箇所」については、区域の明確化を図るために必要な変更を行った。

なお、本点検（公園区域及び公園計画の変更）は、自然公園法の第6条第1項、同法第8条第1項、同法第20条第1項、同法第21条第1項及び同法第22条第1項並びに「国立公園に係る公園計画の作成等について」（令和4年4月1日付け環自国発第2204015号環境省自然環境局長通知）及び「国立公園の公園計画等の見直し要領」（令和4年4月1日付け環自国発第2204016号環境省自然環境局長通知）に基づき実施するものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を、次のとおり変更する。

(表1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>①景観(同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地) 紀伊半島のほぼ中央に位置する大峯山系は、近畿最高峰の八経ヶ岳(1,915m)を中心として、<u>標高 1,500m～1,900mの切り立った山々が南北約 75 kmに渡って連なり、古くから修験道の行場としても利用されてきた。</u>また、<u>台高山脈の南端に位置する大台ヶ原は、年間降水量がおおよそ 3,500 mmに達する国内有数の多雨地域であり、ブナやトウヒ等の原生的な森林を育んでいる。</u>これらの中央山岳部を源とする熊野川は、その支流の北山川の中・下流において激しく侵食と蛇行を繰り返し、深いV字谷を刻んでいる。<u>海岸部は、三重県<u>度会郡大紀町</u>の<u>錦</u>から和歌山県<u>みなべ町</u>の<u>千里の浜</u>まで、紀伊半島中南部の海岸線約 630 km (東長島・海野の一部を除く海岸延長)に及び、大小の湾が複雑に入り組んだ海岸や、緩やかな弧を描いて南北約 25 kmにもなる礫浜を<u>始め</u>、海食海岸、砂州、多島海等、多様な海岸地形が見られる。</u>これらの海岸には、アカウミガメの産卵地や希少なウチヤマセンニュウの繁殖地等が含まれるとともに、社寺林、<u>島嶼</u>等を中心に自然度の高い暖地性植物群落が残存している。<u>また、当該海域は温帯域ではあるものの、黒潮の影響を色濃く受けているため、サンゴ群集を<u>始めとする亜熱帯性の海洋生物が生息・生育し、色鮮やかな海中景観が広がっている。</u></u>加えて、<u>当該海域は岩礁、藻場等が分布する浅海域や干潟、砂浜、礫浜等の潮間帯を中心に、海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域(ナーサリーエリア)として、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支える大切な存在にもなっている。</u>特に、串</p>	<p>①景観(同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地) 紀伊半島のほぼ中央に位置する大峯山系は、近畿最高峰の八経ヶ岳(1,915m)を中心として標高 1,500m～1,900mの切り立った山々が南北約 75 kmに渡って連なり、古くから修験道の行場としても利用されてきた。また、<u>台高山脈の南端に位置する大台ヶ原は、年間降水量がおおよそ 3,500 mmに達する国内有数の多雨地域であり、ブナやトウヒなどの原生的な森林を育んでいる。</u>これらの中央山岳部を源とする熊野川は、その支流の北山川の中・下流において激しく侵食と蛇行を繰り返し、深いV字谷を刻んでいる。海岸部は、三重県<u>尾鷲湾</u>から和歌山県<u>千里の浜</u>まで、紀伊半島中南部の海岸線約 560 kmに及び、大小の湾が複雑に入り組んだ海岸や、緩やかな弧を描いて南北約 30 kmにもなる礫浜を<u>はじめ</u>、海食海岸、砂州、多島海など、多様な海岸地形が見られる。</p> <p>これらの海岸には、アカウミガメの産卵地や、<u>希少なウチヤマセンニュウの繁殖地など</u>が含まれるとともに、社寺林、<u>島しょ</u>等を中心に自然度の高い暖地性植物群落が残存している。<u>またその海域には、黒潮の影響により、温帯域でありながら、サンゴ群集をはじめ、熱帯性の海洋生物が生息・生育し、色鮮やかな海中景観が広がるとともに、岩礁、藻場などが分布する浅海域や干潟、砂浜、礫浜などの潮間帯を中心に</u>海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域(ナーサリーエリア)として、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支える大切な存在<u>となっている。</u>特に、串</p>

変更後	変更前
<p>本沿岸海域には、<u>世界最北のテーブルサンゴ群集を中心とした生態系が形成されており、ラムサール条約湿地にも登録されている。</u></p> <p><u>また、これらの豊かな自然と人との深い関わりを背景に、生物圏の保全と利用、経済活動の調和を維持・推進する地域として、大台ヶ原・大峯山・大杉谷が昭和56年2月に「生物圏保存地区（ユネスコエコパーク）」に登録されている。さらに、神話の時代から神々が鎮まる特別な地域と考えられていた紀伊山地では、起源や内容を異にする3つの山岳霊場と参詣道が生まれ、その文化的景観が良好な形で現在まで伝えられていることから、三重、奈良、和歌山の三県にまたがる「紀伊山地の霊場と参詣道」が、平成16年7月に世界文化遺産として登録されている。このうち、「吉野・大峯」と「熊野三山」、そしてその参詣道は、本公園を特徴付ける重要な文化的景観要素にもなっている。加えて、和歌山県紀南地域を中心としたエリアは、平成26年8月に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークにも認定されている。</u></p> <p>本公園の風景形式は、山岳・河川部では隆起準平原や褶曲山地の他、断崖、V字谷、峡谷、滝、瀨、甌穴等が見られる。また、海岸部では柱状節理、海食地形、砂浜・礫浜、砂州、海岸段丘、入り江が見られるほか、宇久井半島や潮岬に代表される陸繋島、環境省所管地の島である大平石、梶取大島、米粒岩の3島を始めとする島々が見られる。これらの多様な地形はいずれも、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む場所に形成される、付加体、前弧海盆堆積体、火成岩体等の大地の形成過程を示す特徴的な地質体で構成され、隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、海や河川による侵食や堆積によって生み出されたものである。また、生態系別に、陸域では原生的な照葉樹林、夏緑樹林、針広混交林等が成立する自然</p>	<p>本沿岸海域には世界最北のテーブルサンゴ群集を中心とした生態系が形成されており、ラムサール条約湿地にも登録されている。</p> <p><u>紀伊半島では、これら豊かな自然と人との深い関わりを背景に、生物圏の保全と利用、経済活動の調和を維持・推進する地域として、大台ヶ原・大峯山・大杉谷が「生物圏保存地区（ユネスコエコパーク）」に登録（昭和56年2月）されている。また、神話の時代から神々が鎮まる特別な地域と考えられていた紀伊山地では、起源や内容を異にする3つの山岳霊場と参詣道が生まれ、その文化的景観が良好な形で現在まで伝えられていることから、三重、奈良、和歌山の三県にまたがる「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界文化遺産に登録（平成16年7月）されている。このうち、吉野・大峯と熊野三山及びその参詣道は、本公園を特徴づける重要な文化的景観要素にもなっている。このほか、和歌山県紀南地域を中心としたエリアは、平成26年8月に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。</u></p> <p>本公園の風景形式は、<u>地形区別に、山岳・河川部では隆起準平原や褶曲山地の他、断崖、V字谷、峡谷、滝、瀨、甌穴などが見られ、海岸部では海食地形、砂浜・礫浜、砂州、海岸段丘、入り江、陸繋島、内海多島などが見られる。</u></p> <p>これらの多様な地形はいずれも、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む場所に形成される、付加体、前弧海盆堆積体、火成岩体などの大地の形成過程を示す特徴的な地質体で構成され、隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、海や河川による侵食や堆積によって生み出されたものである。また、生態系別に、陸域では原生的な照葉樹林、夏緑樹林、針広混交林などが成立する</p>

変更後	変更前
<p>林生態系、自然海岸生態系が<u>見られるほか</u>、海域ではサンゴ群集生態系が見られる。</p> <p>本公園は、上記の山岳や河川、<u>海岸等</u>の様々な風景形式が連続して大規模に見られる点、また、世界最北のテーブルサンゴを中心とした海洋の生態系が育まれている点において特に傑出性が高く、我が国を代表する自然の風景地である。<u>加えて</u>、本公園は、上記の自然景観と、紀伊半島の豊かな自然の中で育まれた熊野信仰や修験道<u>等</u>の山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ複合景観としても傑出している。</p> <p><u>このように</u>、<u>本公園は</u>海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む場所での大地の形成過程を示す特徴的な地質現象に起因する変化に富んだ山岳、河川、海岸の連続的かつ大規模な景観と、黒潮の影響も受けた海域の景観を特徴とし、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道<u>等</u>の山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ一体的な区域を有する<u>国立公園</u>である。</p> <p>②規模（区域面積が原則として3万ha以上）</p> <p>本公園の区域面積は <u>95,969ha</u>（陸域：<u>61,521 ha</u>、海域：<u>34,448 ha</u>）である。</p> <p>③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上）</p> <p>本公園の原生的な景観核心地域は以下のとおりであり、その面積は2,000 haを超える。</p> <p>山岳部：<small>おおだい が はらやま</small>大台ヶ原山及び<small>さんじょう が たけ</small>大峯山系の<small>み せん</small>山上ヶ岳、<small>はつきょう が たけ</small>弥山、<small>しゃ</small>八経ヶ岳、<small>釈</small></p>	<p>自然林生態系、自然海岸生態系が<u>見られ</u>、海域ではサンゴ群集生態系が見られる。</p> <p>本公園は、上記の山岳や河川、<u>海岸など</u>の様々な風景形式が連続して大規模に見られる点、また、世界最北のテーブルサンゴを中心とした海洋の生態系が育まれている点において特に傑出性が高く、我が国を代表する自然の風景地である。<u>また</u>、本公園は、上記の自然景観と、紀伊半島の豊かな自然の中で育まれた熊野信仰や修験道<u>など</u>の山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ複合景観としても傑出している。</p> <p><u>以上より本公園は</u>、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む場所での大地の形成過程を示す特徴的な地質現象に起因する変化に富んだ山岳、河川、海岸の連続的かつ大規模な景観と、黒潮の影響も受けた海域の景観を特徴とし、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道<u>など</u>の山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ一体的な区域を有する<u>公園</u>である。</p> <p>②規模（区域面積が原則として3万ha以上）</p> <p>本公園の区域面積は <u>93,170ha</u>（陸域：<u>61,406 ha</u>、海域：<u>31,764 ha</u>）である。</p> <p>③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上）</p> <p>本公園の原生的な景観核心地域は以下のとおりであり、その面積は2,000 haを超える。</p> <p>山岳部：<small>おおだい が はらやま</small>大台ヶ原山及び<small>さんじょう が たけ</small>大峯山系の<small>み せん</small>山上ヶ岳、<small>はつきょう が たけ</small>弥山、<small>しゃ</small>八経ヶ岳、<small>釈</small></p>

変更後	変更前
<p>迦ヶ岳・前鬼、那智山を中心とした地域</p> <p>河川部：北山川の瀨峡及び宮川源流の大杉峡谷を中心とした地域</p> <p>海岸部：紀伊半島南部沿岸の佐波留島、桃頭島、九木崎、楯ヶ崎、フェニックス褶曲、稲積島、円月島を中心とした地域</p> <p><参考：特別保護地区 4,482ha・第1種特別地域：3,677ha></p>	<p>迦ヶ岳・前鬼、那智山を中心とした地域（特別保護地区 3,638 ha）</p> <p>河川部：北山川の瀨峡及び宮川源流の大杉峡谷を中心とした地域（特別保護地区 674 ha）</p> <p>海岸部：紀伊半島南部沿岸の佐波留島、桃頭島、九木崎、楯ヶ崎、フェニックス褶曲、稲積島、円月島を中心とした地域（特別保護地区 178 ha）</p>
<p>④利用（多人数による利用が可能）</p> <p>春から秋にかけて、山岳域では登山や自然探勝が、河川域では舟下り等の利用が多い。海岸域では、海水浴、釣り、スノーケリング、ダイビング等、海のレジャーが盛んである。一年を通して、温泉や風景鑑賞、社寺参詣、観光施設等の利用が見られるとともに、近年では体験型観光やガイド付きツアーも実施されている。</p> <p>以上のとおり、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たすことから、当該地域を国立公園に指定する。</p> <p>また、本公園は「幽玄の山々、深い溪谷、黒潮流れる南海～森川海の繋がり」と悠久の歴史・文化に出会う～をテーマとし、紀伊半島の豊かな自然</p>	<p>④利用（多人数による利用が可能）</p> <p>春から秋にかけて、山岳域では登山や自然探勝が、河川域では舟下りなどの利用が多い。海岸域では、海水浴、釣り、スノーケリング、ダイビングなど海のレジャーが盛んである。一年を通して、温泉や風景鑑賞、社寺参詣、観光施設等の利用が見られるとともに、近年では体験型観光やガイド付きツアーも新しい利用形態として注目され始めている。</p> <p>以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たすことから、当該地域を国立公園に指定する。</p> <p>また、本公園は「幽玄の山々、深い溪谷、黒潮流れる南海～森川海の繋がり」と悠久の歴史・文化に出会う～をテーマとし、紀伊半島の豊かな自然</p>

変更後	変更前
と歴史・文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。	と歴史・文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を、次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>「熊野灘・熊野川・那智地域」は、三重県度会郡大紀町の錦から紀宝町の七里御浜までの「熊野灘エリア」と、三重・奈良・和歌山の3県境である七色貯水池の、三重県熊野市及び和歌山県東牟婁郡北山村部分から熊野川河口までの雄大な流域であり、瀨峡・本宮・湯の峰や川湯を含む「熊野川エリア」、そして、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町的那智大滝を中心とする「那智エリア」から構成されている。</p> <p>「熊野灘・熊野川・那智地域」のうち、三重県の鬼ヶ城から七里御浜までの沿岸部、瀨峡・本宮・熊野川、那智山・妙法山は、昭和11年2月1日に吉野熊野国立公園に指定された。その後、昭和50年12月19日には、尾鷲・熊野地区（鬼ヶ城より北側の海岸）が追加指定され、特別保護地区等の保護規制計画が決定されるとともに、二木島に2箇所の「海中公園地区」が計画決定された。さらに、昭和63年に「再検討」が、平成9年に「第1次点検」、平成18年には「第2次点検」が行われ、現在に至っている。</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形・地質</p> <p>紀伊半島の南側には、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込むことで形成された地層と岩体が広く分布する。この地域には、3つの特徴的な地質体が形成されている。</p> <p>一つ目は「付加体」であり、プレートの沈み込みで押し上げられてでき</p>	<p>今回点検より地域毎の指定書及び公園計画書を作成することから、以下の項目はなし。</p>

変更後	変更前
<p>た大地である。砂や泥を多く含む地層であり、約 6,000 万年前～5,000 万年前に形成された音無川付加体^{おとなしがわ}や、7,000 万年前～6,000 万年前に形成された竜神付加体等が見られる。</p> <p>二つ目は「前弧海盆堆積体^{ぜんこかいぼんたいせきたい}」で、付加体が盛り上がることでできた海盆に、陸地からの土砂が堆積してできた大地である。ここでは、約 1,800 万年前～1,500 万年前に形成された熊野層群が見られる。</p> <p>三つ目は「火成岩体」であり、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込むことで生成されたマグマが冷えて固まったものである。当該エリアで見られるものは、約 1,500 万年前～1,400 万年前に形成された熊野酸性火成岩類である。このような地層と岩体は、日本列島を形成する重要な地質体であることから、本地域を含む和歌山県紀南地域を中心としたエリアは、平成 26 年 8 月 28 日に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されている。</p> <p>熊野灘エリアは、竜神付加体に火成岩が入り込んで形成されている。尾鷲市^お以北では付加体が見られ、尾鷲市から熊野市にかけては約 1,500 万年前に形成されたと考えられている火成岩が露出する。楯ヶ崎^{たてがき}に代表される海食崖は、熊野灘の激しい波浪を受けた火成岩で形成されており、九木崎^{くきざき}、橋掛崎^{はしかげざき}、三木崎^{みきざき}、三木浦^{みきうら}、神須ノ鼻^{こうすのはな}、楯ヶ崎^{むらざき}、牟婁崎^{ゆきど}、遊木戸崎^{ぼもと}、波田須^{はだす}、磯崎^{いそざき}で確認できる。また、付加体の目戸鼻^{めどはな}、尾南曾鼻^{おなそはな}等でも、海食崖を見ることができる。他方、海食洞は平瀬島^{ひらせじま}、天満堂^{てんまどう}、佐波留島^{さばるじま}等で見受けられるほか、熊野北カルデラ南縁に当たる鬼ヶ城^{おにがじょう}では、凝灰岩が露出して、海食洞のみならずノッチ（波食窪）も観察される。</p> <p>さらに、沈降と隆起の繰り返しにより、複雑で変化に富んだダイナミックなリアス海岸が錦^{にしき}、尾鷲湾^{くき}、九鬼湾^{かた}、賀田湾^{にぎしま}、二木島湾^{あたしか}、新鹿湾で見られる。その一方で、鬼ヶ城から七里御浜^{しちりみはま}にかけては、沿岸部に火成岩が見</p>	

変更後	変更前
<p>られず、付加体が基盤となっている。また、七里御浜は、熊野川から供給された土砂が沿岸流に運ばれるため、直線的な礫浜となっている。</p> <p>熊野川エリアは、十津川^{とつかわ}、北山川を含む熊野川（新宮川）の中・下流域である。熊野川は、降水量の豊富な大峰山脈や大台ヶ原を源とする河川であり、大きく蛇行しつつ、周囲を激しく浸食しながら熊野灘に注いでいる。</p> <p>流域には、ほぼ垂直な崖と深い淵が連なって荘厳な雰囲気醸し出している「瀨峡^{せきょう}」がある一方で、その下流域ではゆったりと流れる大河川となる。瀨峡は竜神付加体であり、過去の火成活動の熱によって変質した変成岩のホルンフェルスが浸食されたものである。また、「小松の不整合」と呼ばれるジオサイトでは、竜神付加体と前弧海盆堆積体（熊野層群）の境界部の両方が露出しており、約 5,000 万年の時間差がある地質帯が接している「不整合」が、吉野熊野国立公園の見所の一つとなっている。なお、基石や硯として珍重され、今も北山川流域で採石が行われている「那智黒石^{なちくろいし}」は、圧力とマグマの熱で前弧海盆堆積体の泥岩が変質した、黒くて硬い緻密な堆積岩である。</p> <p>北山川と熊野川の合流部より上流部は、砂岩・頁岩から成る前弧海盆堆積体であり、それより下流部～河口部までは火成岩となっている。公園事業道路である国道 168 号線を自動車で行くと、対岸の三重県側に巨大な火成岩体を確認することができるほか、和歌山県側でも、南紀熊野ジオパークのジオサイトである「田長の猪岩^{たながしじくら}」を見ることができる。</p> <p>また、神倉神社^{かみくら}のご神体として祭られている「ゴトビキ岩^{いわ}」は、柱状にひび割れて角が取れ、独特の風貌を呈している「風化コアストーン」と呼ばれる火成岩である。</p> <p>那智エリアは、烏帽子山^{えぼしやま}・妙法山^{みょうほうざん}等から成る壮年期の山地であり、前弧海盆堆積体に貫入した火成岩体が周囲に比して浸食が遅いために取り残</p>	

変更後	変更前
<p>されたものである。高さ 133mに及ぶ那智大滝は、この前弧海盆堆積体及び火成岩体の両地質体の浸食の違いによって形成された急崖を、ダイナミックに流れ落ちる名瀑である。また、前弧海盆堆積体の熊野層群である大門坂^{だいもん}は、周辺で採取される岩石を敷石とした参詣道であり、吉野熊野国立公園の主要な利用地点の一つとなっている。</p> <p>イ 植生・野生生物</p> <p>熊野灘エリアの海岸部では、薪炭林として萌芽更新により成立していたウバメガシやツブラジイ、アラカシ等を主とする常緑の二次林が多く見られる。天然林としては、スダジイ、タブノキ、ヤブツバキ、ヤマモモ、モチノキ等の照葉樹が見受けられ、平瀬島^{ひらせじま}、佐波留島^{さばるじま}、桃頭島^{とがしま}、九木崎^{くきざき}等の島嶼や急崖地等によく見られる。また、この地域は黒潮の影響を受けており、アケボノシュスランを始めとする暖地性のラン類のほか、リュウビシタイ（吉野熊野国立公園の指定植物。三重県レッドデータブック(RDB)2015：NT）やマツバラシ（指定植物。同RDB：VU）等のシダ類がよく繁茂している。特に、特別保護地区である桃頭島にはキノクニシオギク（指定植物。同RDB：NT）が生育するほか、特別保護地区を含む九木崎樹叢^{くきざきじゅうそう}では、タイキンギク（指定植物。環境省レッドリスト(RL)2020：NT/三重県RDB：EN)、リュウキュウマメガキ、ヒロハノコギリシダ（指定植物。三重県RDB：EN）がいずれも分布の北限を示すなど、亜熱帯性・暖帯性植物の貴重な生育地となっている。</p> <p>また、須賀利大池^{すがり}及びメダカ池では、吉野熊野国立公園の指定植物であり、環境省RL2020 においてVUに、三重県RDBにおいてENにも指定されているハマナツメの低木林が見られるが、ニホンジカによる食害が顕著であることから、環境省や尾鷲市^{おわす}教育委員会等による保全が図られているところ</p>	

変更後	変更前
<p>である。</p> <p>動物については、本地域に在する^{あたしか}新鹿海岸や^{おおどまり}大泊海岸、^{しちりみほま}七里御浜がアカウミガメ（環境省RL2020：EN/三重県RDB：VU）の上陸・産卵地となっており、地元では保全活動が行われている。また、鳥類も豊富であり、海岸では環境省RL2020においてENに指定されているヒメウの越冬や、クロサギ（三重県RDB：NT）・アマツバメの繁殖が確認される。昆虫類では、御浜町に分布し、平成15年に新亜種記載されたミハマオサムシ（ミカワオサムシ御浜町亜種）が顕著である（環境省RL2020/三重県RDB：いずれもCR）。本種は、ミカワオサムシ種群の分布域からは大きく離れており、形態的・遺伝的に独自性があるなど、生物地理学的にも大変重要な種である。また、吉野熊野国立公園内では数箇所でもメクワガタ（三重県RDB：EN）が確認されるが、本種の分布は局地的であり、「熊野灘・熊野川・那智地域」では^{たてが}楯ヶ崎^{さき}にのみ局所分布している点も顕著である。</p> <p>熊野川エリアでは、湯の峰^{ゆのみね}温泉の蒸気に含まれる硫黄分や温泉熱により、分布の北限を示すユノミネシダ（吉野熊野国立公園の指定植物。和歌山県RDB2012：EN。ユノミネシダ自生地は国指定天然記念物）が注目に値する。また、^{きたやまむら}北山村ではスギ・ヒノキの植林による針葉樹林が良く発達しており、かつては^{いかだし}筏師がこの材を組んで筏を作り、熊野川下流部の新宮まで運んでいたほど、林業が盛んであった。</p> <p>そして、熊野川の魚類相は大変豊かであり、近年では少なくなったアカザ（クレード1。環境省RL2020/三重県RDB/和歌山県RDB：クレードを指定せず、いずれもVU）のほか、アシシロハゼ（三重県RDB：VU）、カワアナゴ（同：VU）、カマキリ（別名アユカケ。環境省RL2020・三重県RDB：共にVU /和歌山県RDB：CR+EN）やボウズハゼに加え、スナヤツメ南方種<i>Lethenteron</i> sp. S（環境省RL2020：VU）も確認されている。さらに、河川水位の増減により</p>	

変更後	変更前
<p>攪乱を受ける熊野川の右岸側（和歌山県）・左岸側（三重県）の岸壁には、ホソバノギク（別名キシウギク。指定植物。環境省RL2020：VU / 三重県RDB・和歌山県RDB：EN）やドロニガナ（指定植物。同VU/同EN/同NT）といった紀伊半島固有種や、キイトラッキョウ（指定植物。同VU/同EN/同EN）等、「紀州」や瀬峡の「^{どろ}瀨」、「紀伊」を和名に冠する植物等が多く見受けられる。河原ではカワラバッタ（三重県RDB：VU / 和歌山県RDB：NT）やヌマガエルが生息し、初夏にはカジカガエル（和歌山県RDB：NT）の美しい大合唱を聴くことができる。</p> <p>那智エリアは、スギ・ヒノキの人工林が多い地域であるが、^{みょうほうざん}妙法山、那智原始林や^{おおくもとりやま}大雲取山東部ではツブラジイ、タブノキ、イスノキ、クスノキ、ウラジログシ等の常緑広葉樹林があり、那智原始林は特別保護地区であることに加え、国指定天然記念物にもなっている。さらに、大雲取山東部は「^{おおごし}大越モミ・ツガ・アラカシ等遺伝資源希少個体群保護林」となっており、ウラジログシを中心とした照葉樹林で覆われる中に、温帯性針葉樹であるモミ・ツガの大木が点在している。モミ、ツガ、アラカシ、アカシデ及びアカガシが、本保護林の保護対象樹種となっている。</p> <p>また、動物ではホンダタヌキやニホンアナグマ、カモシカのほか、^{くまの}熊野川町^{がわちやう}エリアではニホンジカが多数生息している。特に、「紀伊山地のカモシカ」は、環境省RL2020において「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている点が注目される。加えて、爬虫類ではシマヘビ（黒化型の、いわゆる「カラスヘビ」を含む）やアオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシといった多様なヘビ類が見られる。昆虫類では、オオセンチコガネがブルーメタリック色を呈し、通称「ルリセンチコガネ」と呼ばれているが、これは奈良市周辺や紀伊半島で見られる「型」であり、これら以外の地域ではほとんど見られない点がユニークである。さらに、注</p>	

変更後	変更前
<p>目すべき生物としては、和歌山県RDBでNTに指定されているナガレヒキガエル、環境省RL2020 においてNT、かつ和歌山県RDBで学術的重要種（SI）に指定されているキイツムガタギセルが挙げられる。</p> <p>ウ 自然現象</p> <p>熊野灘エリアでは、三浦の海霧が有名である。紀北町三浦の三浦海岸では、底冷えのする冬の早朝に、放射冷却により発生した霧が暖かい海に流れ込み、濃霧となって海面を覆う「海霧」が発生する。</p> <p>熊野川エリアでは、新宮市熊野川町篠尾の「篠尾の雲海」が有名である。早朝に、「篠尾等の山々が、雲海の上に浮かび上がる絶景」が堪能できる。また、田辺市本宮町の川湯では、河原に温泉が湧出しており、少し掘ると足湯等を楽しめる。</p> <p>那智エリアでは寒波により、落差 133mの那智大滝や滝壺が凍ることがあり、地元風物詩となっている。加えて、通常は水が3本に分かれて滝壺へ落下することから、那智大滝は「三筋の滝」とも呼ばれているが、大雨が降ると流量が増し、3本ではなく1本の太い水となって、ダイナミックに滝壺へと流れ落ちる。</p> <p>エ 文化景観</p> <p>本地域は、中世から近世にかけて栄えた熊野信仰や修験道の聖地として知られる区域を含み、これらに関わる史跡等も多く見られる。</p> <p>熊野信仰の参詣道・熊野古道は、熊野灘エリア・熊野川エリア・那智エリアの全てにまたがっており、松本峠等、保存状態が良い場所については、世界遺産にも登録されている。特に那智エリアには、烏帽子山や妙法山、那智原始林、熊野那智大社の別宮・飛瀧神社のご神体である「那智の御滝」</p>	

変更後	変更前
<p>があり、こうした神秘的かつ荘厳な雰囲気^{せい}を背景に、熊野那智大社及び青岸渡寺^{がんとし}が成り立ってきた。熊野那智大社と青岸渡寺は、神社と寺院が隣接して建っており、山岳信仰・神仏習合の名残を色濃く留めている点が顕著である。また、青岸渡寺では古くから「滝衆」と呼ばれる山伏の集団がいたが、明治以降は修験活動が廃れていた。しかし、現在では、同寺の住職によって「熊野修験」が再興されており、多くの山伏による那智四十八滝^{なちしじゅうはちたまき}回峰行^{かいほうぎょう}や大峯奥駈^{おおみねおくがけ}修行が実施されている。</p> <p>熊野灘エリアでは、高温多雨な気候と豊かな森を源とする多数の河川に含まれる森からの栄養分に加え、暖かな黒潮が陸地近くを流れる恩恵を受け、サンマやブリ等が豊富である。こうした産業と結びついた景観としては、島勝^{しまかつ}の大敷魚見小屋^{おおしきうおみごや}が有名である。さらに、七里御浜^{しちりみはま}は当エリアを代表する美しい磯浜であり、「日本の渚百選」、「白砂青松百選」、「21 世紀に残したい日本の自然 100 選」に選ばれている。</p> <p>熊野川エリアでは、北山川の良質な材が「北山村材」と呼ばれており、江戸城・伏見城の建立でも活躍したとされている。かつては筏師^{いかだし}がこの材を組んで筏を作り、熊野川下流部の新宮まで運んでいたほど、林業が盛んであった。筏師は、熊野川の急流を櫂や棹を巧みに使用しながら下ることが求められる危険な職業でもあり、この辺りの名物である「めはり寿司^{めはりずし}」は、大きな塊の寿司を、“目を張り”ながら、筏師が片手で食べられるように作られたものとも言われている。なお、現在は「観光筏下り」として、地元^{きたやまむら}の北山村で筏下りを堪能することができる。また、下流部の新宮に到着した筏師が、櫂や棹を担いで北山村に徒歩で戻った道は現在でも「筏師の道」と呼ばれ、近畿自然歩道として利用されている。このように、北山村は和歌山県新宮市との結びつきが強いことから、三重県と奈良県に挟まれた立地であるものの、同村は和歌山県に属する「日本唯一の飛び地」となって</p>	

変更後		変更前																																
<p>いる。</p> <p>なお、当エリアに在する神倉神社の「ゴトビキ岩」は、ヒキガエルのような独特の風貌を呈している火成岩であり、この「ご神体」を祭る「御燈祭り」は、白装束に荒縄を締めた2,000人近い男性達が、御神火を灯した松明を片手にゴトビキ岩の周囲に集まって、開門と同時に急峻な石段を駆け下りる伝統的な祭りである。</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>本地域に関係する市町別観光客推計は、次のとおり（ただし、※1を付した奈良県十津川村のデータには「吉野熊野国立公園（吉野地域）」の入込者数が、※2を付した和歌山新宮市及び那智勝浦町のデータには「吉野熊野国立公園（和歌山県海岸地域）」の入込者数がそれぞれ含まれることに留意）。</p> <p>多少の増減があるものの、本地域に関係する市町村の観光客数の合計は年間約8.8百万人である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">市町村名</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">三重</td> <td>尾鷲市</td> <td>609,791</td> <td>617,029</td> <td>101.2%</td> </tr> <tr> <td>熊野市</td> <td>1,195,013</td> <td>1,055,257</td> <td>88.3%</td> </tr> <tr> <td>大紀町</td> <td>389,439</td> <td>424,674</td> <td>109.0%</td> </tr> <tr> <td>紀北町</td> <td>1,565,354</td> <td>1,543,928</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>御浜町</td> <td>275,196</td> <td>245,898</td> <td>89.4%</td> </tr> <tr> <td>紀宝町</td> <td>213,431</td> <td>210,603</td> <td>98.7%</td> </tr> </tbody> </table>					市町村名		平成30年度	令和元年度	対前年比	三重	尾鷲市	609,791	617,029	101.2%	熊野市	1,195,013	1,055,257	88.3%	大紀町	389,439	424,674	109.0%	紀北町	1,565,354	1,543,928	98.6%	御浜町	275,196	245,898	89.4%	紀宝町	213,431	210,603	98.7%
市町村名		平成30年度	令和元年度	対前年比																														
三重	尾鷲市	609,791	617,029	101.2%																														
	熊野市	1,195,013	1,055,257	88.3%																														
	大紀町	389,439	424,674	109.0%																														
	紀北町	1,565,354	1,543,928	98.6%																														
	御浜町	275,196	245,898	89.4%																														
	紀宝町	213,431	210,603	98.7%																														

変更後					変更前
奈良	十津川村 ^{※1}	738,222	730,638	99.0%	
和歌山	田辺市 (旧本宮町)	1,499,200	1,734,100	115.7%	
	新宮市 ^{※2}	1,211,130	1,221,369	100.8%	
	那智勝浦町 ^{※2}	1,018,919	982,856	96.5%	
	北山村	74,572	58,464	78.4%	
計		8,790,267	8,824,816	100.4%	

[単位：人/％]

- ・三重県：観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書（三重県雇用経済部観光局観光政課策）平成30年版及び令和元年版データを基に作成
- ・十津川村：観光協会提供データを基に作成
- ・和歌山県：和歌山県：観光客動態調査報告書（和歌山県商工観光労働部観光局）令和元年版データの日帰り客数を基に作成

本地域の利用の現状としては、熊野灘の雄大な小島嶼、リアス海岸を始め、海食崖、礫浜等の美しく変化に富んだ海岸景観を有していることから、公園区域内の国道42号線・168号線・169号線・311号線を利用した風景観賞や自然探勝、釣り、ダイビングによる海中景観の観賞、遊覧船観光等の利用が、年間を通して行われている。夏期にはキャンプや海水浴による利用、スノーケリング、サーフィン、シーカヤック、SUP等のマリンスポーツや磯遊び等の利用が多いほか、三重県大紀町の錦は「釣りの町」として有名である。

また、古くから湯治場として有名な湯の峰温泉、川湯温泉を始めとする温泉地での保養や、めはり寿司、さんま寿司等の名物料理を目当てにした

変更後				変更前
<p>味覚探訪等の利用も多く見られる。さらに、世界遺産である^{おにがじょう}鬼ヶ城や松本峠、^{だいもんざか}大門坂等の熊野古道歩き、熊野^{さんざん}三山（和歌山県田辺市の熊野本宮大社、新宮市の熊野^{はやたま}速玉大社、那智勝浦町の熊野那智大社・那智山^{せいがんとうじ}青岸渡寺）を対象とした寺社仏閣巡り等の利用が見られる。近年では、「南紀熊野ジオパークガイドの会」のジオパークガイドがジオサイトを案内する「ガイドツアー」も盛んである。</p> <p>今後は、「通過型観光」ではなく、「滞在型観光」を推進するとともに、地域の自然や文化を守り育てながら観光資源としても活用するサステナブル・ツーリズムを更に進めていくなど、持続可能な地域振興を目指した取組が期待される。</p>				
<p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>本地域（陸域）は、国有地 2,879ha、公有地 2,874ha、私有地 12,392ha であり、私有地の公園全体に占める割合が大きい。</p> <p>イ 人口及び産業</p> <p>(ア) 本地域に関する各市町の人口及び総世帯数は、次のとおり。なお、※1 を付した奈良県^{とつかわむら}十津川村のデータには「吉野熊野国立公園（吉野地域）」の、※2 を付した和歌山県田辺市、新宮市及び那智勝浦^{なちかつうらちょう}町のデータには「吉野熊野国立公園（和歌山県海岸地域）」のデータも含まれることに留意。</p>				
市町村名	男性	女性	総世帯数	

変更後									変更前										
三重	尾鷲市	384	5	1,438	20	5,237	74	7,059											
	熊野市	533	8	1,212	18	5,145	75	6,890											
	大紀町	287	8	978	29	2,129	63	3,394											
	紀北町	580	9	1,673	26	4,221	65	6,474											
	御浜町	905	23	561	14	2,554	64	4,020											
	紀宝町	287	6	1,275	27	3,095	66	4,657											
奈良	十津川村 ^{※1}	112	8	280	21	956	71	1,348											
和歌山	田辺市 ^{※2}	3,929	12	6,206	19	22,928	69	33,063											
	新宮市 ^{※2}	251	2	1,797	16	9,321	82	11,369											
	那智勝浦町 ^{※2}	305	5	830	14	4,889	81	6,024											
	北山村	23	13	34	20	117	67	174											
計		7,596	9	16,284	19	60,592	72	84,472											

[単位：人/％]

・令和2年国勢調査結果に基づき作表

本地域に関する各市町の人口の合計は計約 19 万人、世帯数の合計は約 9 万世帯である。

また、本地域の地場産業としては、水産業や観光業が挙げられる。水産業については、本地域全体を通して岩石海岸が多いことから、ビンナガ（ビンチョウマグロ）やイセエビ、アワビ、ヒロメ等の豊富な魚介類を対象とした漁業が多い。特に、熊野灘エリアではブリが地域の特産品となっており、特に錦・島勝・丸鬼では「大敷」と呼ばれる定置網が有名である。また、北海道・東北から南下し、適度に脂の落ちたサンマは、丸干しやさんま寿司、なれ寿司等の保存食には最適で、郷土料理には欠かせないものと

変更後	変更前										
<p>なっている。こうして水揚げされた魚介類は、地域の加工業、飲食業、観光業にとっても大切な恵みとなっている。</p> <p>観光業については、温泉を中心とした宿泊施設や観光施設が多数ある。また、全域で、海産物やめはり^{ずし}寿司・さんま寿司等の郷土食を提供する飲食店や土産物店等が多い。</p> <p>農業は、急峻な地形で平坦地が少ないことから稲作には向かず、水はけの良い海岸段丘上のなだらかな地形と温暖な気候を利用した、柑橘類の栽培が盛んである。特に、御浜^{みはまちょう}町は「年中みかんのとれるまち」をPRポイントにしているほか、北山村^{きたやまむら}では「じゃばら」と呼ばれる独特の柑橘類が有名であり、これら農産品の加工品づくりも行われている。また、熊野牛や、暖地性海岸林のウバメガシを原材料とした「紀州備長炭」も特徴的な農産品である。</p> <p>ウ 権利制限関係</p> <p>(ア) 保安林</p> <p>(国有林)</p> <table border="1" data-bbox="208 986 1099 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 986 497 1026">種類</th> <th data-bbox="497 986 1099 1026">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 1026 497 1093">水源涵養</td> <td data-bbox="497 1026 1099 1093">和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1093 497 1160">土砂流出防備</td> <td data-bbox="497 1093 1099 1160">和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1160 497 1323">保健</td> <td data-bbox="497 1160 1099 1323">三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1323 497 1415">防風</td> <td data-bbox="497 1323 1099 1415">三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内</td> </tr> </tbody> </table>	種類	位置	水源涵養	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	土砂流出防備	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	保健	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	防風	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内	
種類	位置										
水源涵養	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内										
土砂流出防備	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内										
保健	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内										
防風	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内										

変更後		変更前	
風致	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内		
(民有林)			
種類	位置		
水源涵養	三重県熊野市地内 奈良県吉野郡十津川村地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内 和歌山県東牟婁郡北山村地内		
土砂流出防備	三重県尾鷲市地内 三重県熊野市地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内 和歌山県東牟婁郡北山村地内		
土砂崩壊防備	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内		
保健	三重県尾鷲市地内 三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内		
風致	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内		
注) 保安林の重複面積について、正確な値は不明			
(イ) 鳥獣保護区			
(国指定)			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
紀伊長島鳥獣保護区	三重県度会郡大紀町地内 三重県北牟婁郡紀北町地内	728	昭 44. 11. 1

変更後				変更前
(県指定)				
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日	
尾鷲市九鬼行野浦鳥獣保護区	三重県尾鷲市地内	354	昭 62. 11. 1	
尾鷲市佐波留鳥獣保護区	三重県尾鷲市地内	1, 831	平元. 11. 1	
尾鷲市ナサ崎鳥獣保護区	三重県尾鷲市地内	46	平 5. 11. 1	
熊野市海岸部鳥獣保護区	三重県熊野市地内	3, 010	昭 57. 11. 1	
紀北町海山区島勝浦鳥獣保護区	三重県北牟婁郡紀北町地内	736	昭 58. 11. 1	
紀北町海山区大白鳥獣保護区	三重県北牟婁郡紀北町地内	19	平 4. 11. 1	
紀宝町鳥獣保護区	三重県南牟婁郡紀宝町地内	32	昭 59. 11. 1	
紀宝町浅里鳥獣保護区	三重県南牟婁郡紀宝町地内	10	平 11. 11. 1	
本宮鳥獣保護区	和歌山県田辺市地内	55	平 3. 10. 29	
新宮鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	81	昭 58. 10. 22	
瀬八丁鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	56	平 3. 10. 29	
田長谷鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	178	昭 63. 10. 20	
新宮・三佐木鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	33	平 17. 11. 1	
那智山鳥獣保護区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	333	平 3. 10. 29	
(ウ) 史跡名勝天然記念物				
区分	名称	位置	指定年月日	
国指定史跡	くまのさんけいみち 熊野参詣道 伊勢路 (三木峠道・羽後峠道)	三重県尾鷲市地内	平 12. 11. 2 史跡指定 平 14. 12. 19 分	

変更後				変更前			
	熊野参詣道 伊勢路 (松本峠道・本宮道)	三重県熊野市地内	離・追加指定・ 名称変更				
	熊野参詣道 七里御浜	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内	平 24. 1. 24 追加 指定				
	熊野参詣道 熊野川	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内 和歌山県田辺市地内 和歌山県新宮市地内	平 27. 10. 7 追加 指定・名称変更				
	熊野参詣道 花の窟	三重県熊野市地内	平 28. 3. 1 追加 指定				
	熊野参詣道 中辺路	和歌山県田辺市地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦 町地内	平 30. 2. 13 追加 指定				
	熊野三山	三重県南牟婁郡紀宝町地内 (熊野速玉大社 御船島) 和歌山県田辺市地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦 町地内	平 12. 11. 2 史跡 指定 平 14. 12. 19 分 離・追加指定・ 名称変更				
	大峯奥駈道	奈良県吉野郡十津川村地内 和歌山県田辺市地内 和歌山県新宮市地内	平 14. 12. 19				
県指定史跡	磨崖名号碑 (伝一遍上人名 号石)	和歌山県田辺市地内	昭 42. 4. 14				
	畔田十兵衛墓	和歌山県田辺市地内	昭 40. 9. 20				
	中世行幸御宿泊 所 本宮竹の坊屋 敷跡	和歌山県田辺市地内	昭 40. 9. 20				
	神倉山付石段「下 馬」標石 <small>つきたり</small> (附 指定のみ、	和歌山県新宮市地内	昭 44. 4. 23				

変更後				変更前			
	県指定)						
	山上不動堂跡	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭33.4.1				
	亀山天皇御卒塔婆建立地跡	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭33.4.1				
	花山法皇御籠所跡	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭33.4.1				
	多富気王子跡	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭33.4.1				
	中世行幸啓御泊所跡 実方院 尊勝院	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭33.4.1				
国指定名勝	那智大滝	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭47.7.11				
国指定天然記念物	九木神社樹叢	三重県尾鷲市地内	昭12.4.17				
	須賀利大池及び小池	三重県尾鷲市地内	平24.1.24				
	ユノミネシダ自生地	和歌山県田辺市地内	昭3.1.18				
	熊野速玉神社のナギ	和歌山県新宮市地内	昭15.2.10				
	那智原始林	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭3.3.3				
県指定天然記念物	九木崎樹叢	三重県尾鷲市地内	昭39.10.16				
	佐波留島	三重県尾鷲市地内	昭44.3.28				
	鈴島暖地性植物群落	三重県北牟婁郡紀北町地内	昭31.5.2				
	造礁サンゴ群生地	三重県北牟婁郡紀北町地内	昭43.3.18				
	島勝の海食洞門	三重県北牟婁郡紀北町地内	昭53.2.7				
	那智の樟	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭33.4.1				
	那智山旧参道の杉並木	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭33.4.1				

変更後				変更前	
	ヤマザクラの名木 (那智大社社務所前)	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 40. 4. 14		
	枝垂ザクラ (那智大社本殿瑞垣ぎわ)	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 40. 4. 14		
	モッコクの大樹 (那智大社実方院前庭)	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 40. 4. 14		
	イヌグスの大木 (青岸渡寺 本堂脇)	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 40. 4. 14		
県指定名勝及び天然記念物	楯ヶ崎	三重県熊野市地内	昭 12. 8. 20		
国指定天然記念物及び名勝	熊野の鬼ヶ城 附 獅子巖	三重県熊野市地内	昭 10. 12. 24 昭 33. 6. 24		
国指定特別名勝及び天然記念物	瀬八丁	三重県熊野市地内 奈良県吉野郡十津川村地内 和歌山県新宮市地内	昭 3. 3. 24 名勝 及び天然記念物指定 昭 27. 3. 29 特別 名勝及び天然 記念物指定		
(エ) 海岸保全区域					
地区名		位置			
熊野灘海山海岸白浦地区海岸白浦西地先海岸		三重県北牟婁郡紀北町地内			
熊野灘尾鷲海岸須賀利地区海岸		三重県尾鷲市地内			
熊野灘熊野海岸須野地区海岸		三重県熊野市地内			
二木田島港海岸		三重県熊野市地内			
熊野灘熊野海岸波田須地区海岸		三重県熊野市地内			
熊野灘熊野海岸磯崎地区海岸		三重県熊野市地内			
木本港海岸松原地区海岸		三重県熊野市地内			

変更後		変更前
熊野灘熊野海岸有馬地区海岸	三重県熊野市地内	
熊野灘御浜海岸下市木地区海岸	三重県南牟婁郡御浜町地内	
熊野灘御浜海岸阿田和地区海岸	三重県南牟婁郡御浜町地内	
熊野灘御浜海岸山地地区海岸	三重県南牟婁郡御浜町地内	
熊野灘紀宝海岸井田地区海岸井田北地先海岸	三重県南牟婁郡紀宝町地内	
熊野灘紀宝海岸井田地区海岸井田南地先海岸	三重県南牟婁郡紀宝町地内	
鵜殿港海岸平島地区海岸	三重県南牟婁郡紀宝町地内	
注) 海岸保全区域の重複延長について、正確な値は不明		

4 変更する公園区域

吉野熊野国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

注1：【主2】・【副7】等は、「公園区域変更図」の主図・副図の番号を示す

注2：図面は電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成（以下同）

（表3：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1 【副7】	拡張	三重県熊野市 波田須町の一部	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更。	0(※1) 〔国 0 公私 0(※1) 私 0〕
2 【主2・3】	拡張	三重県北牟婁郡紀北町 白浦及び三浦の各一部	三重県北牟婁郡紀北町白浦から三浦にかけての、海岸部及び島嶼を中心とした地域である。海上には、多くの無人島が荘厳な景観を構成している。海岸部は、砂岩泥岩互層が波蝕により削られ、海食崖や海食洞、岩礁、礫浜、砂浜、砂州等が発達するなど、変化に富んだ海岸景観を呈している。無人島には、スダジイやタブノキで構成される暖地性照葉樹林が発達し、海食崖の後背地には、ウバメガシを中心とした海岸林が広く分布する。これらの照葉樹林は、カラスバト等の希少な動物の生息地にもなっている。 また、風景鑑賞や自然探勝等のレクリエーションの場としても重要であることから、既存の公園区域と一体的に風致の維持を図るため、公園区域に編入する。	84 〔国 4 公私 80 私 0〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3 【副 15】	拡張	和歌山県田辺市 本宮町川湯及び本宮町田代の各一部	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更。	1 〔 国 0 公 0 私 1 〕
4 【主 12】	拡張	和歌山県新宮市市内 国有林 1133 林班、1134 林班及び 1135 林班の全部 和歌山県新宮市 高田の一部	和歌山県新宮市高田地内の、大雲取山から烏帽子山にかけての森林地域である。大雲取山の東側には、林齢約 80 年生の天然生林がまとまって分布し、アカガシ、ウラジログシ等の照葉樹を中心に、温帯性針葉樹であるモミ・ツガの大木が点在する。熊野川の支流である高田川が流れており、三ノ滝や、落差 50m を誇る二ノ滝を始めとする溪谷が、周囲の天然生林と相まって美しい風致を構成している。烏帽子山山頂付近の帽子岩からは那智方面が一望でき、周囲の森林と相まって良好な風致を形成している。 また、環境省レッドリスト 2020 において「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている「紀伊山地のカモシカ」、同レッドリストで準絶滅危惧 (NT) かつ和歌山県レッドデータブック 2012 で学術的重要種 (SI) に指定されているキイツムガタギセル、同レッドデータブックで準絶滅危惧 (NT) に指定されているナガレヒキガエル等の生息域としても重要であることから、既存の公園区域と一体的に風致の維持を図るため、公園区域に編入する。	497 〔 国 341 公 0 私 156 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
5 【副16】	拡張	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字市野々の一部	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更。	0(※1) 〔国 0(※1) 公 0 私 0(※1)〕
6 【副2】	削除	三重県尾鷲市 九鬼町の一部	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更。	△1 〔国 0 公 △0(※1) 私 △1〕
7 【副4】	削除	三重県熊野市 甫母町の一部	汀線の埋立てや漁港施設の建設により、風致維持の必要性が認められなくなったため。	△2 〔国 0 公 △2 私 0〕
8 【副5】	削除	三重県熊野市 新鹿町の一部	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更。	△1 〔国 0 公 0 私 △1〕
9 【副8】	削除	三重県熊野市 木本町の一部	区域の市街化が進み、風致維持の必要性が認められなくなったため。	△0(※1) 〔国 0 公 △0(※1) 私 △0(※1)〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
10 【副9】	削除	三重県熊野市 有馬町 <small>ありまちょう</small> の一部	区域の市街化が進み、風致維持の必要性が認められなくなったため。	△0(※1) 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 △0(※1)〕
11 【副12】	削除	三重県熊野市 紀和町 <small>きわちょう</small> 小森の一部	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更。	△1 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 △1〕
12 【副13】	削除	三重県熊野市 紀和町 <small>きわちょう</small> 小川口の一部	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更。	△2 〔国 0〕 〔公 △1〕 〔私 △1〕
13 【副11】	削除	和歌山県東牟婁郡 <small>きたやまむら</small> 北山村 大字大沼の一部	北山村立北山小中学校の敷地内中央部に区域線が設定されていたことから、北山小中学校の敷地を公園区域から除外。	△4 〔国 0〕 〔公 △2〕 〔私 △2〕
14 【副3】	— (※2)	三重県尾鷲市 梶賀町 <small>かじかちょう</small> の一部	公園区域の明確化を図るため、一部の区域線種を変更。	— 〔国 —〕 〔公 —〕 〔私 —〕
15 【副6】	— (※2)	三重県熊野市 遊木町 <small>ゆきちょう</small> の一部	公園区域の明確化を図るため、一部の区域線種を変更。	— 〔国 —〕 〔公 —〕 〔私 —〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
16 【副 10】	— (※2)	三重県南牟婁郡御浜町 大字阿田和の一部	公園区域の明確化を図るため、一部の区域線種を変更。	- 〔国 公 私 - - -〕
17 【副 14】	— (※2)	和歌山県新宮市 熊野川町宮井の一部	公園区域の明確化を図るため、一部の区域線種を変更。	- 〔国 公 私 - - -〕
			変更部分 面積計	571 〔国 公 私 345 75 151〕
			変更前 公園面積	17,574 〔国 公 私 2,534 2,799 12,241〕
			変更後 公園面積	18,145 〔国 公 私 2,879 2,874 12,392〕

(※1) 四捨五入で、面積の増減が1 ha未満となる区域である。

(※2) 区域線種のみを変更するものであり、区域線の位置に変更がないことから、面積の増減は発生しない。

(表4：公園区域（海域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
18 【副1】	拡張	三重県尾鷲市の地先海面の一部	須賀利漁港の「漁港区域」の変更に伴い、区域線を変更。	1
19 【副7】	拡張	三重県熊野市の地先海面の一部	紀勢本線・波田須駅の地先にある、旧波田須漁港区域内である。海底は多数の大岩から成り、海中景観としては単調である。現在、漁業は行われていないものの、スジアラやインダイ、ブリ等が生息し、アオウミガメの採餌場ともなっている。 以上を踏まえ、既存の公園区域と一体的に風景の維持を図るため、公園区域に編入する。	47
20 【主1】	拡張	三重県度会郡大紀町の地先海面の一部	大紀町地先の海域は、温帯域ではあるものの、エンタクミドリイシ等のミドリイシ属 <i>Acropora</i> から成るサンゴ群集を始めとした亜熱帯性の海洋生物が多く生息・生育している。加えて、当該海域は岩礁、藻場等が分布する浅海域や礫浜、砂浜等の潮間帯を中心に、海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域（ナーサリーエリア）として、海洋の生態系や生物多様性、漁業生産性の根幹を支える重要な存在となっている。また、釣りや海水浴、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。 以上を踏まえ、既存の公園区域と一体的に海域の風景の維持を図るため、公園区域に編入する。	1,074

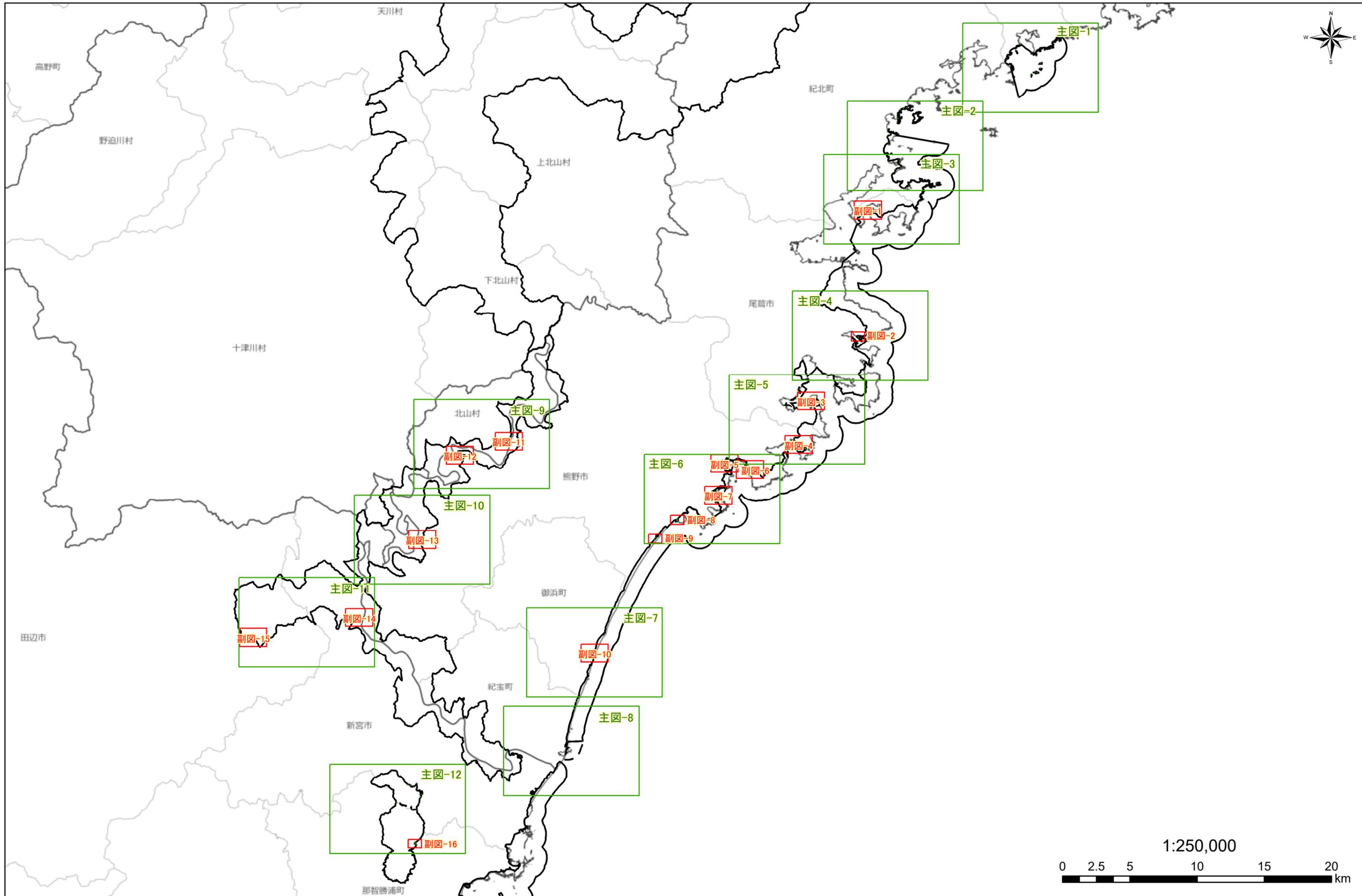
番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
21 【主2・3】	拡張	三重県北牟婁郡紀北町 ^{きたなる きほくちょう} の地先海面の一部	<p>紀北町地先の海域は、温帯域ではあるものの、エンタクミドリイシ等のミドリイシ属<i>Acropora</i>から成るサンゴ群集を始めとした亜熱帯性の海洋生物が多く生息・生育している。加えて、当該海域は岩礁、藻場等が分布する浅海域や礫浜、砂浜等の潮間帯を中心に、海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域（ナーサリーエリア）として、海洋の生態系や生物多様性、漁業生産性の根幹を支える重要な存在となっている。また、釣りや海水浴、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。</p> <p>以上を踏まえ、既存の公園区域と一体的に海域の風景の維持を図るため、公園区域に編入する。</p>	1,437
22 【副1】	削除	三重県尾鷲市の地先海面の一部	須賀利漁港の「漁港区域」の変更に伴い、区域線を変更。	△15
23 【主5】	削除	三重県尾鷲市の地先海面の一部	賀田港 ^{かた} の「港湾区域」並びに古江漁港 ^{ふるえ} 及び曾根漁港の「漁港区域」の現状に合わせ、区域線を変更。	△65
24 【副6】	削除	三重県熊野市の地先海面の一部	遊木漁港 ^{ゆき} の「漁港区域」の変更に伴い、区域線を変更。	△22
25 【副8】	削除	三重県熊野市の地先海面の一部	防波堤の設置に合わせ、区域線を変更。	△0(※1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
26 【主8】	削除	三重県南牟婁郡紀宝町 <small>みなみむろきほうちょう</small> の地先海面の一部	「港湾区域」の現状に合わせ、区域線を変更。	△137
			変更部分 面積計	2,320
			変更前 公園面積 (※)	32,128
			変更後 公園面積 (※)	34,448

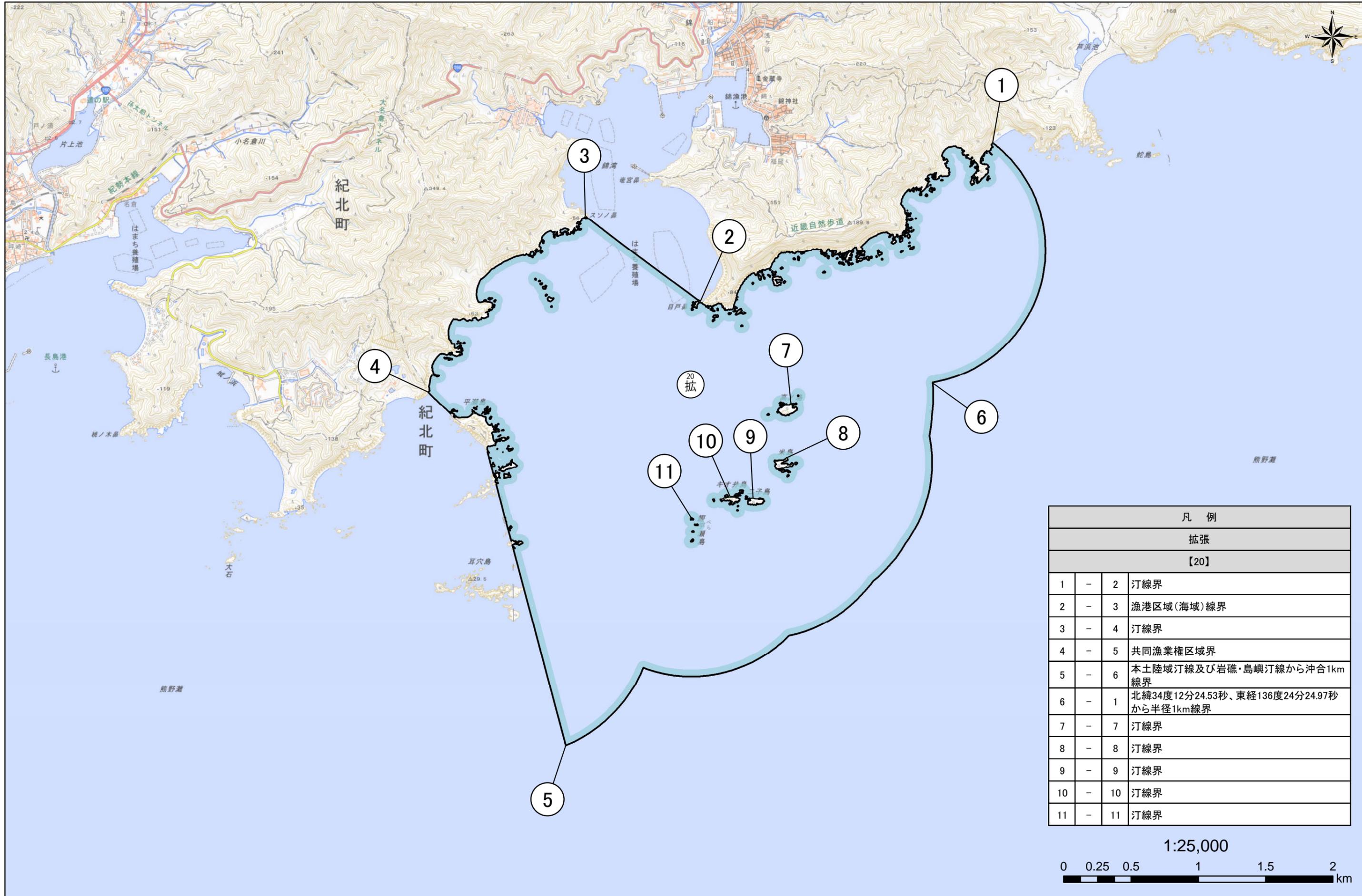
(※1) 四捨五入で、面積の増減が1ha未満となる区域である。

※ 海域は国の所有に属する公有水面であり、県別・点検地域別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示す。

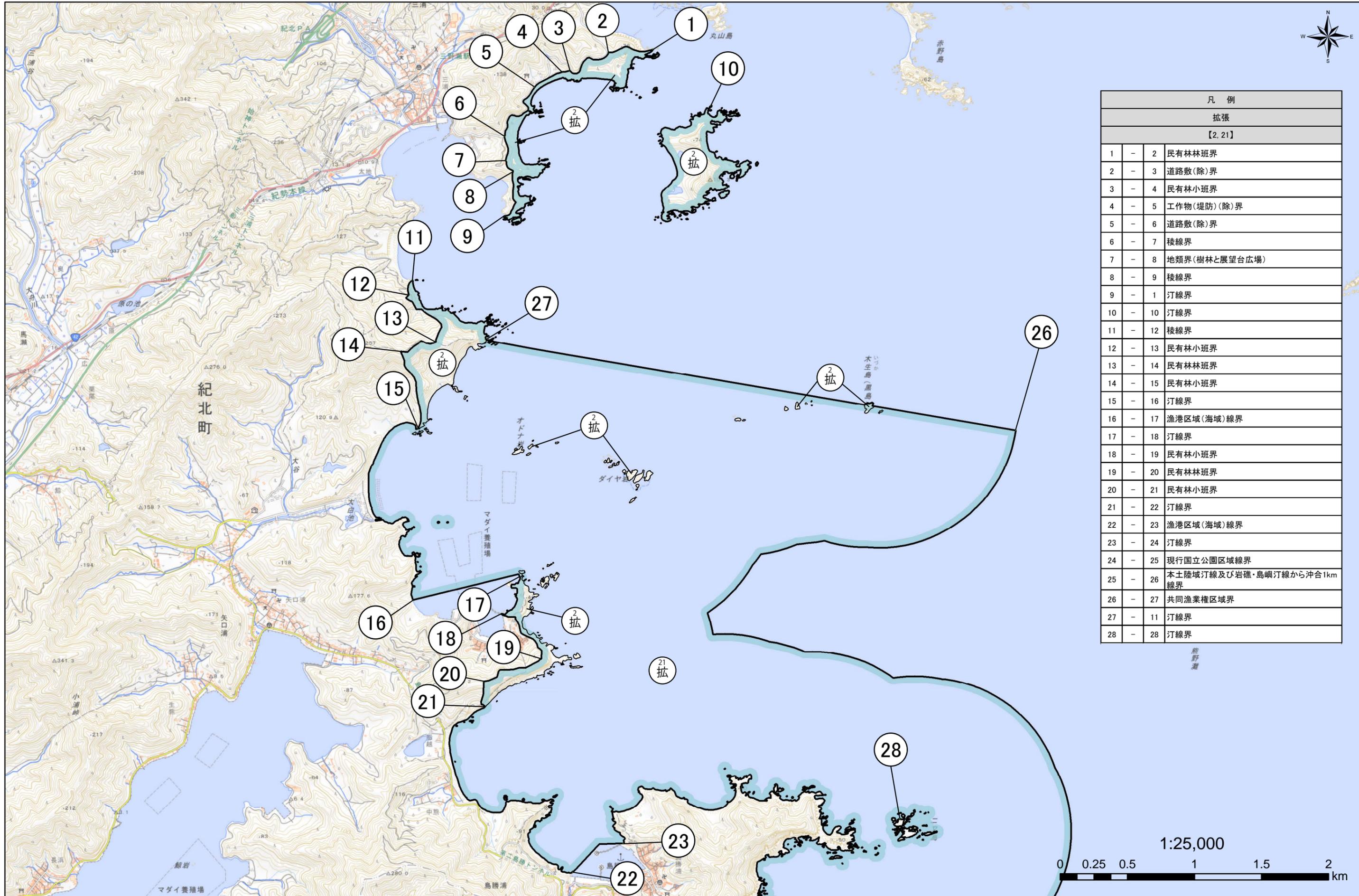
公園区域変更図 位置図



公園区域変更図 主図1

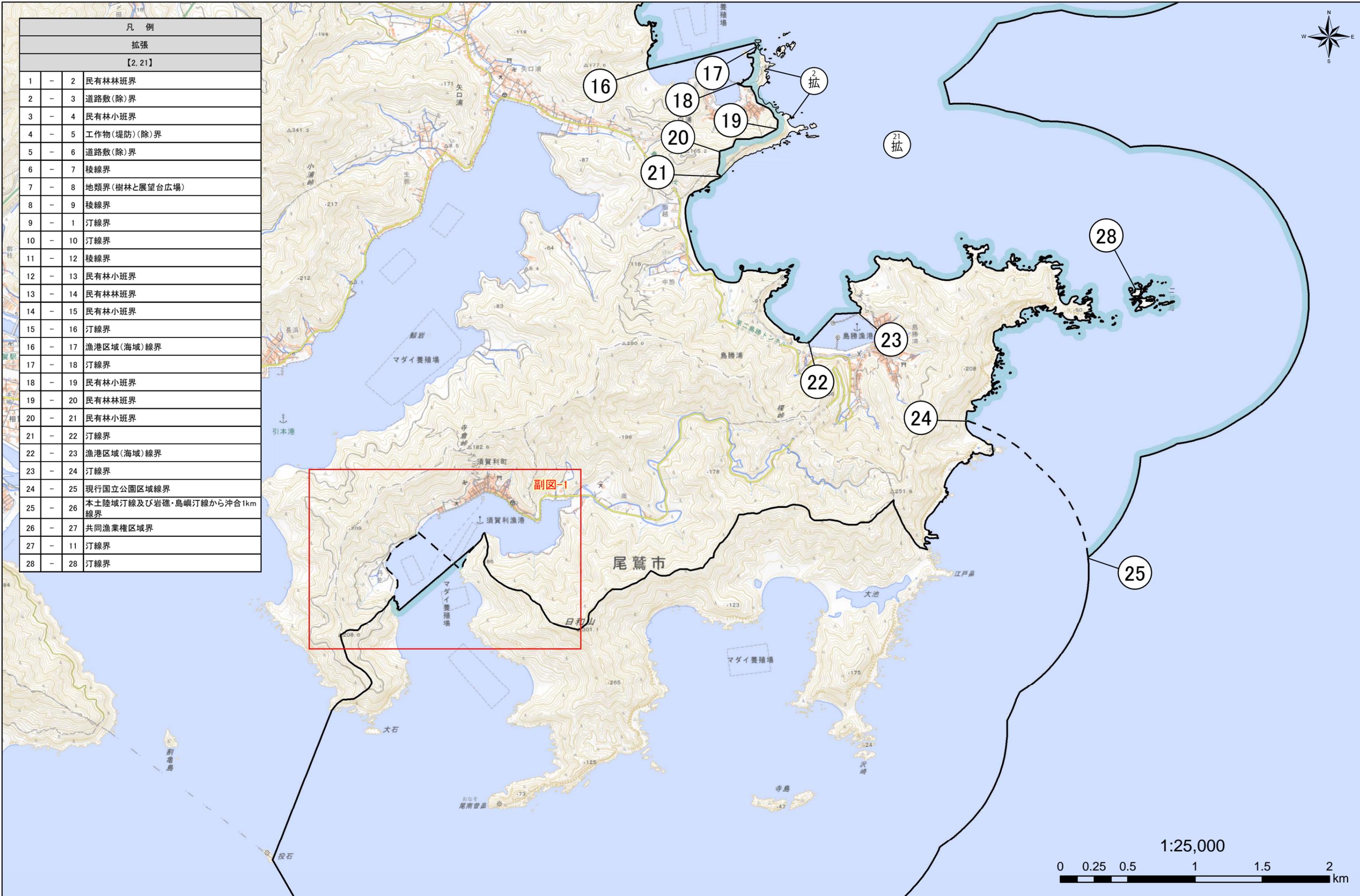


公園区域変更図 主図2



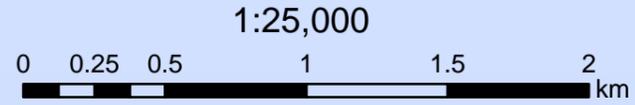
凡例		
拡張		
【2.21】		
1	-	2 民有林林班界
2	-	3 道路敷(除)界
3	-	4 民有林小班界
4	-	5 工作物(堤防)(除)界
5	-	6 道路敷(除)界
6	-	7 稜線界
7	-	8 地類界(樹林と展望台広場)
8	-	9 稜線界
9	-	1 汀線界
10	-	10 汀線界
11	-	12 稜線界
12	-	13 民有林小班界
13	-	14 民有林林班界
14	-	15 民有林小班界
15	-	16 汀線界
16	-	17 漁港区域(海域)線界
17	-	18 汀線界
18	-	19 民有林小班界
19	-	20 民有林林班界
20	-	21 民有林小班界
21	-	22 汀線界
22	-	23 漁港区域(海域)線界
23	-	24 汀線界
24	-	25 現行国立公園区域線界
25	-	26 本土陸域汀線及び岩礁・島嶼汀線から沖合1km線界
26	-	27 共同漁業権区域界
27	-	11 汀線界
28	-	28 汀線界

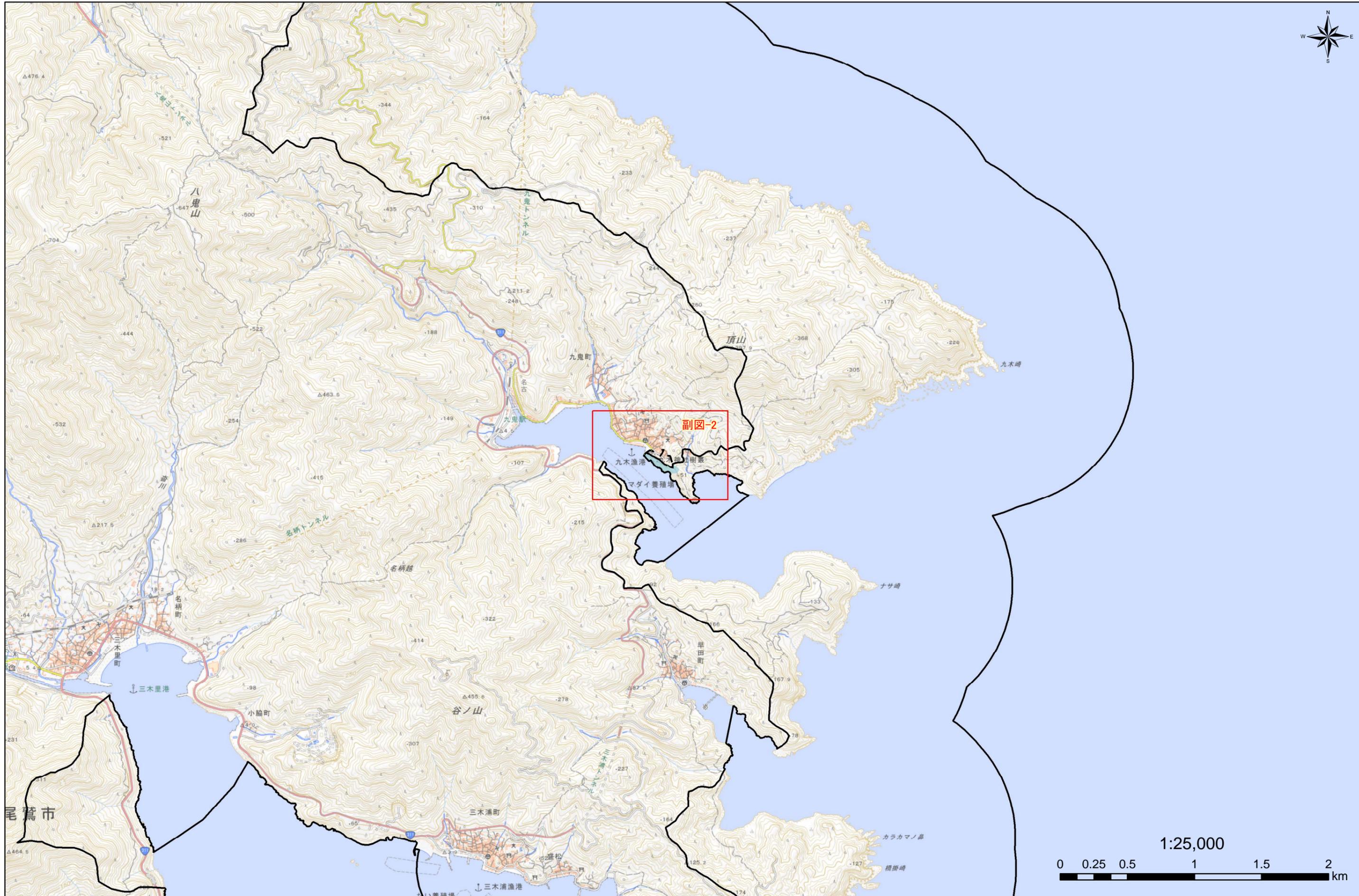
1:25,000
 0 0.25 0.5 1 1.5 2 km



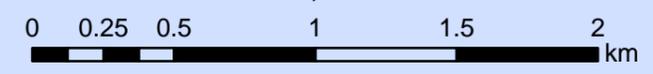
凡例		
拡張		
【2. 21】		
1	-	2 民有林林班界
2	-	3 道路敷(除)界
3	-	4 民有林小班界
4	-	5 工作物(堤防)(除)界
5	-	6 道路敷(除)界
6	-	7 稜線界
7	-	8 地類界(樹林と展望台広場)
8	-	9 稜線界
9	-	1 汀線界
10	-	10 汀線界
11	-	12 稜線界
12	-	13 民有林小班界
13	-	14 民有林林班界
14	-	15 民有林小班界
15	-	16 汀線界
16	-	17 漁港区域(海域)線界
17	-	18 汀線界
18	-	19 民有林小班界
19	-	20 民有林林班界
20	-	21 民有林小班界
21	-	22 汀線界
22	-	23 漁港区域(海域)線界
23	-	24 汀線界
24	-	25 現行国立公園区域線界
25	-	26 本土陸域汀線及び岩礁・島嶼汀線から沖合1km線界
26	-	27 共同漁業権区域界
27	-	11 汀線界
28	-	28 汀線界

副図-1

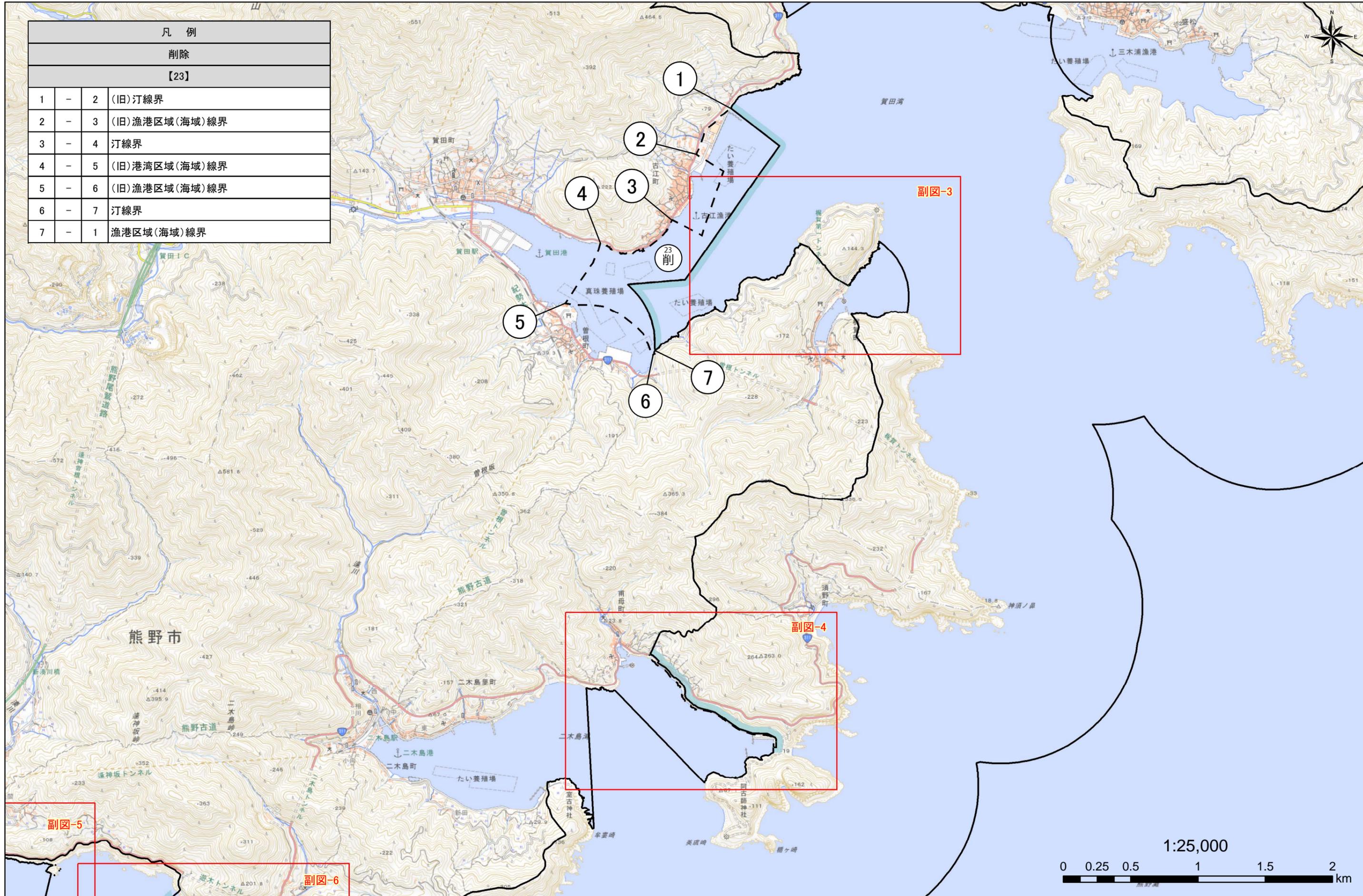




1:25,000



公園区域変更図 主図5



凡例			
削除			
【23】			
1	-	2	(旧)汀線界
2	-	3	(旧)漁港区域(海域)線界
3	-	4	汀線界
4	-	5	(旧)港湾区域(海域)線界
5	-	6	(旧)漁港区域(海域)線界
6	-	7	汀線界
7	-	1	漁港区域(海域)線界

1

2

4

3

5

6

7

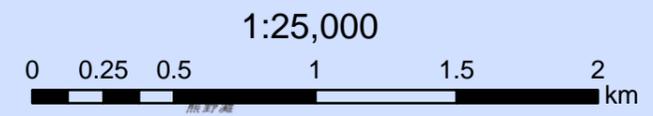
23
削

副図-3

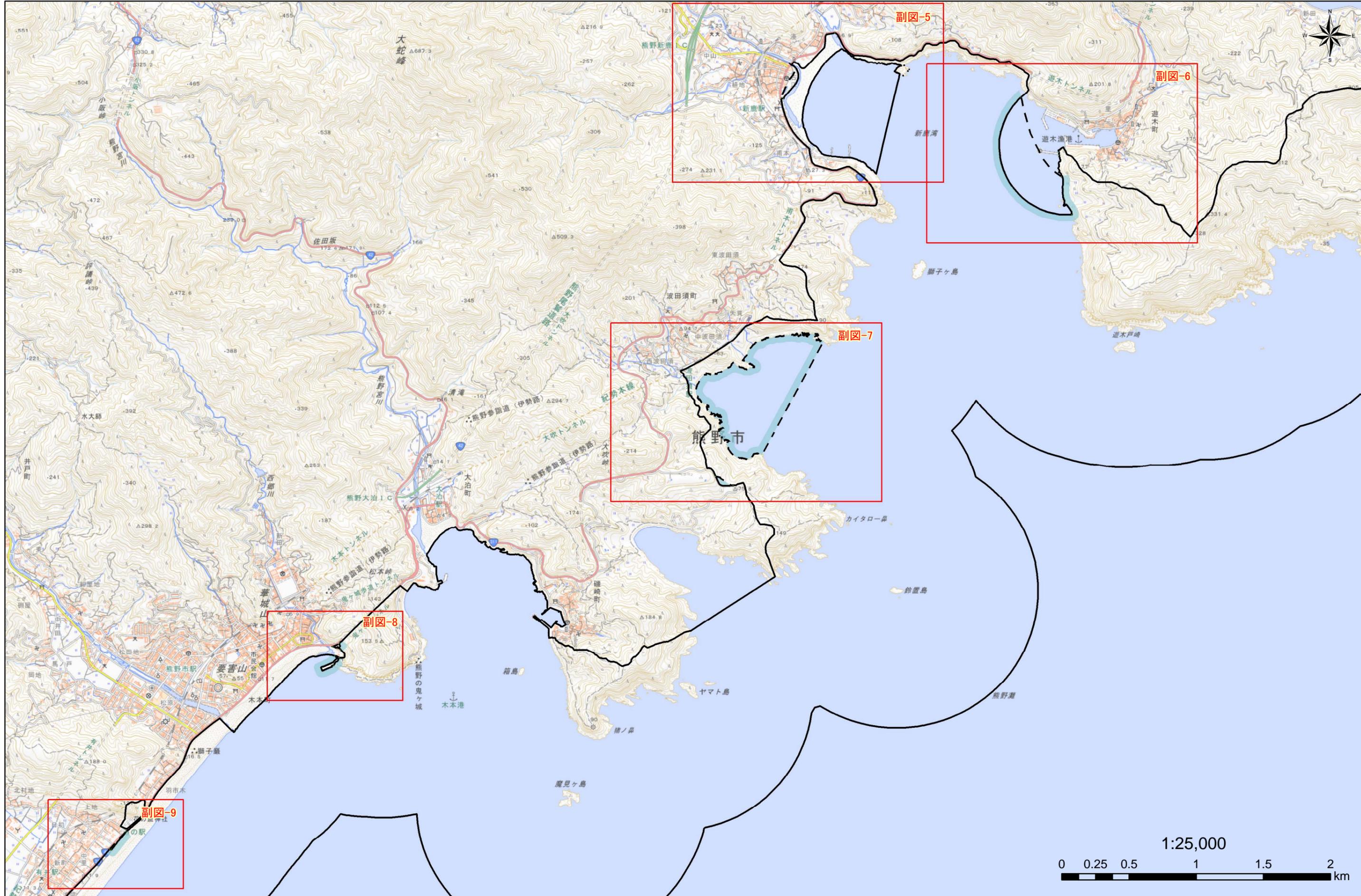
副図-4

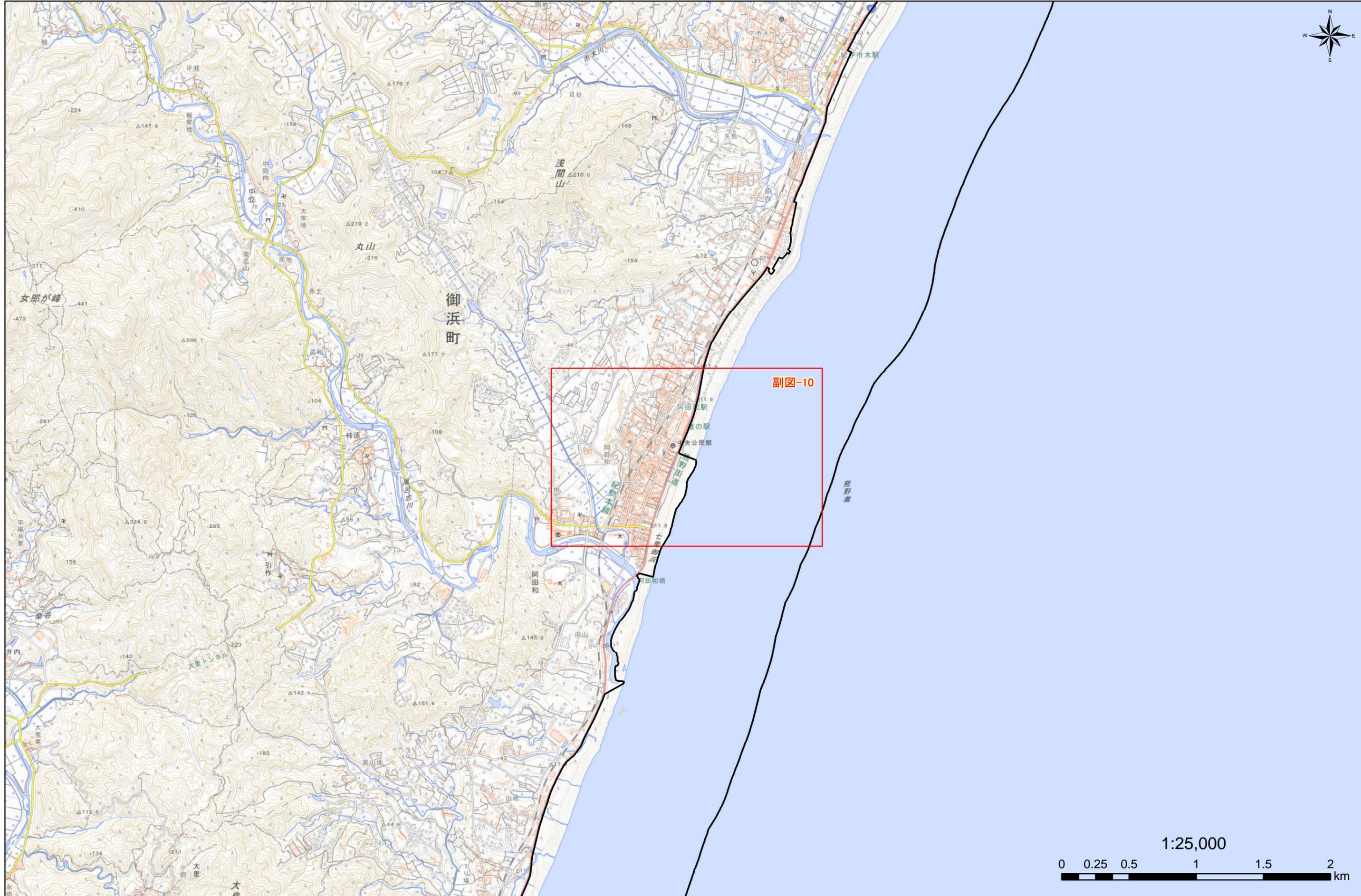
副図-5

副図-6



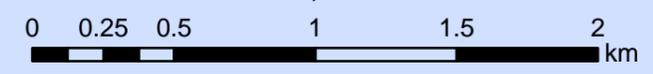
公園区域変更図 主図6

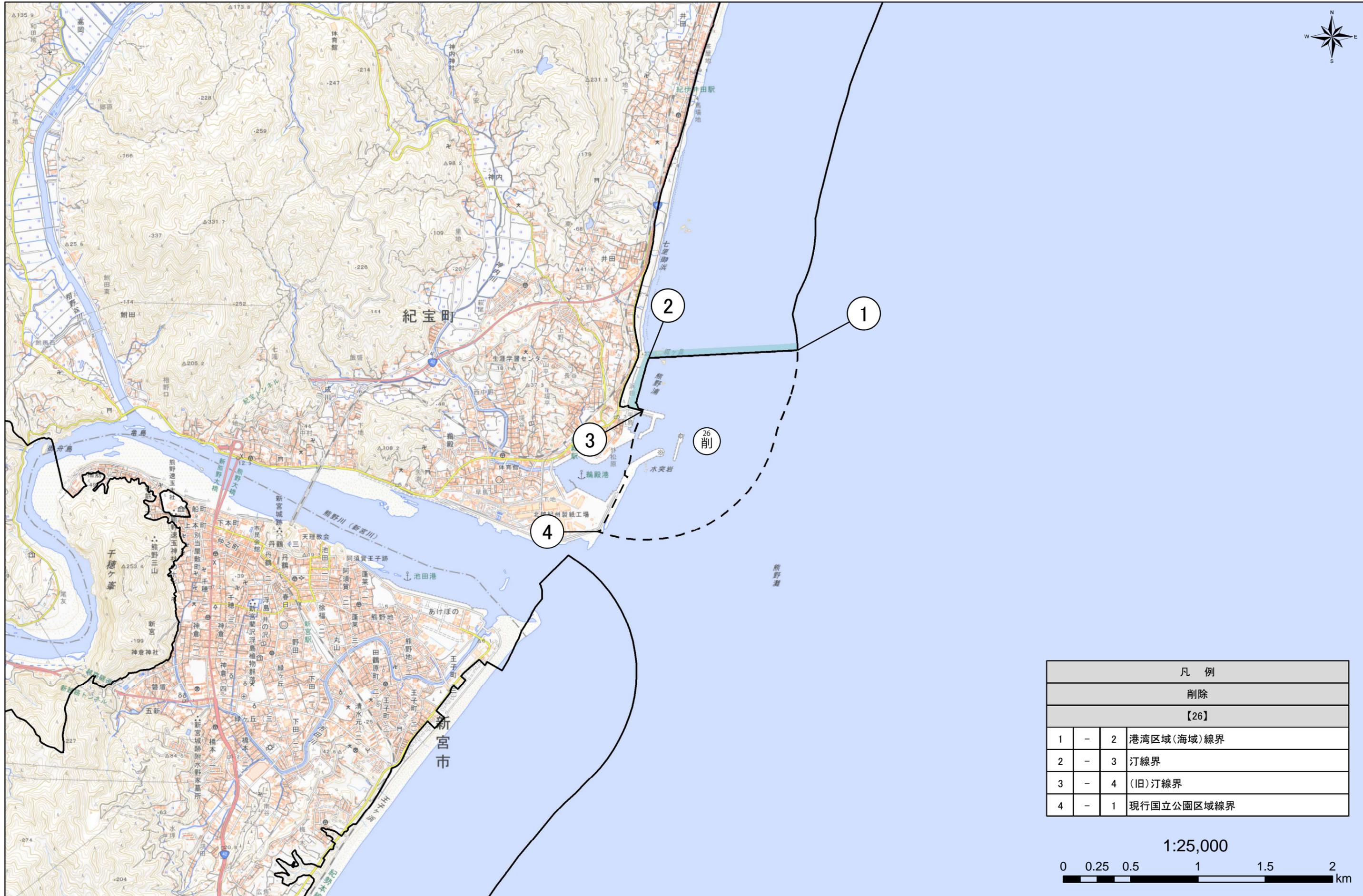




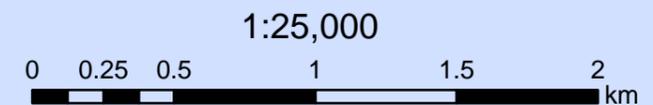
副図-10

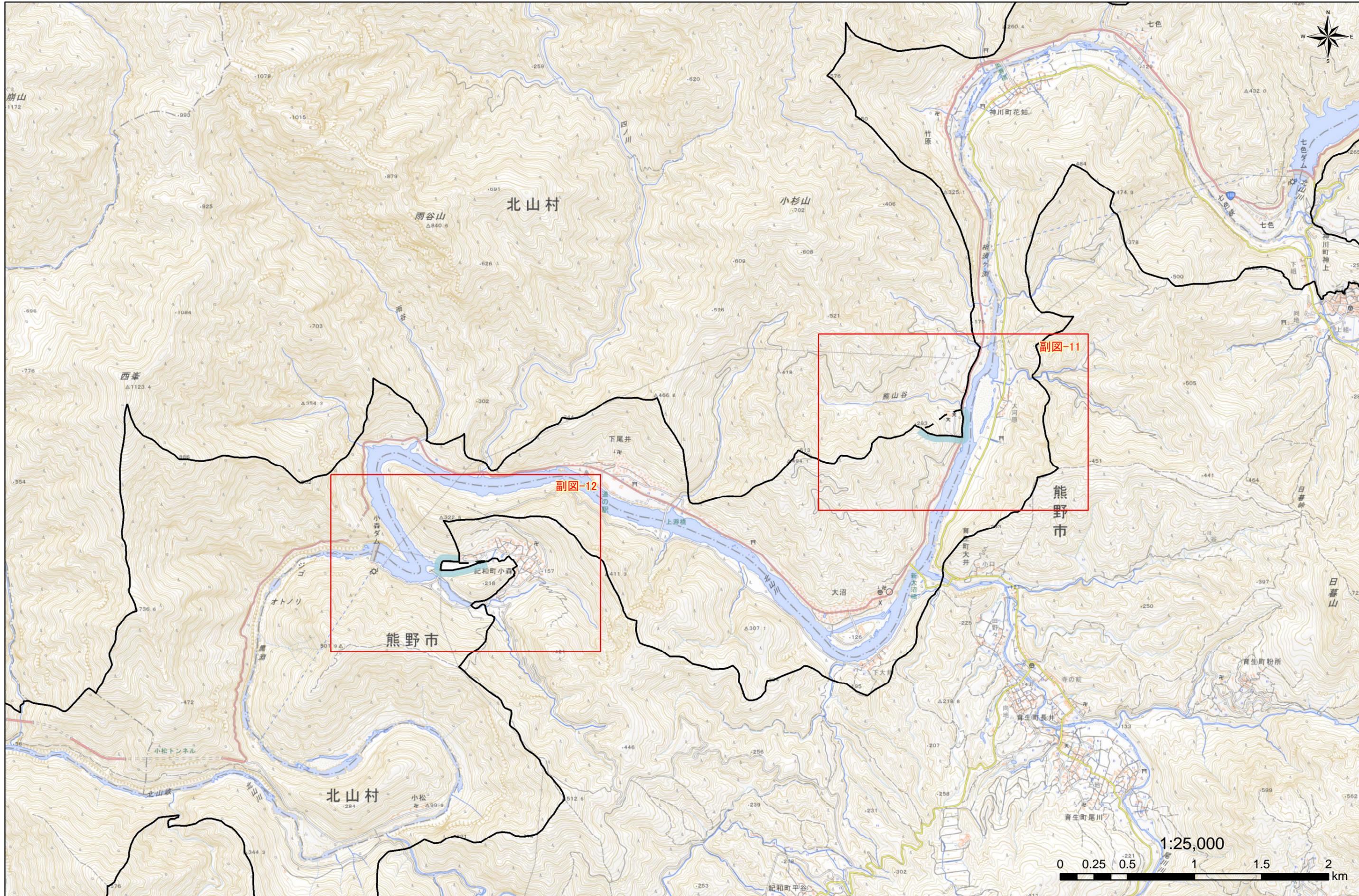
1:25,000

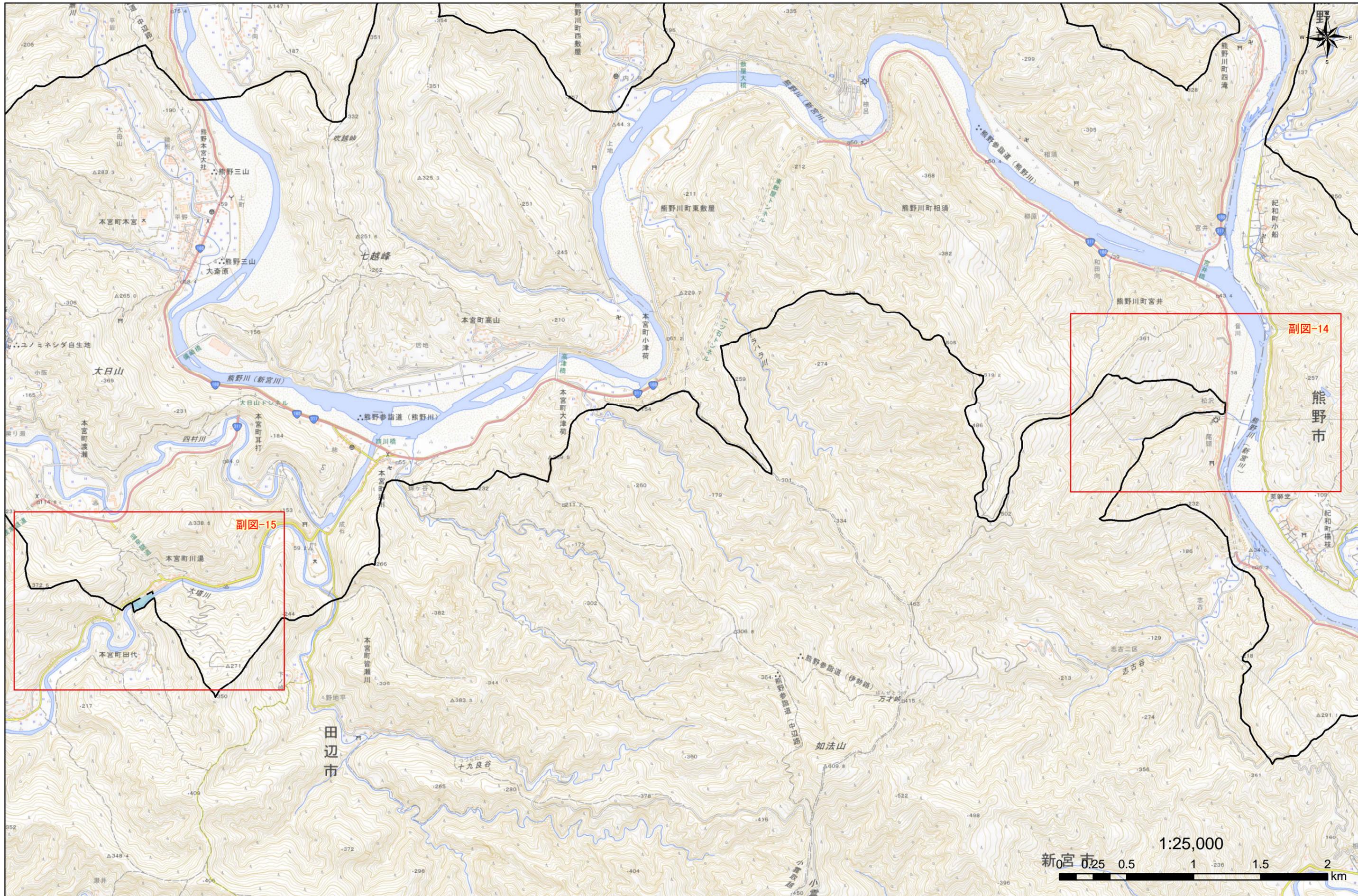


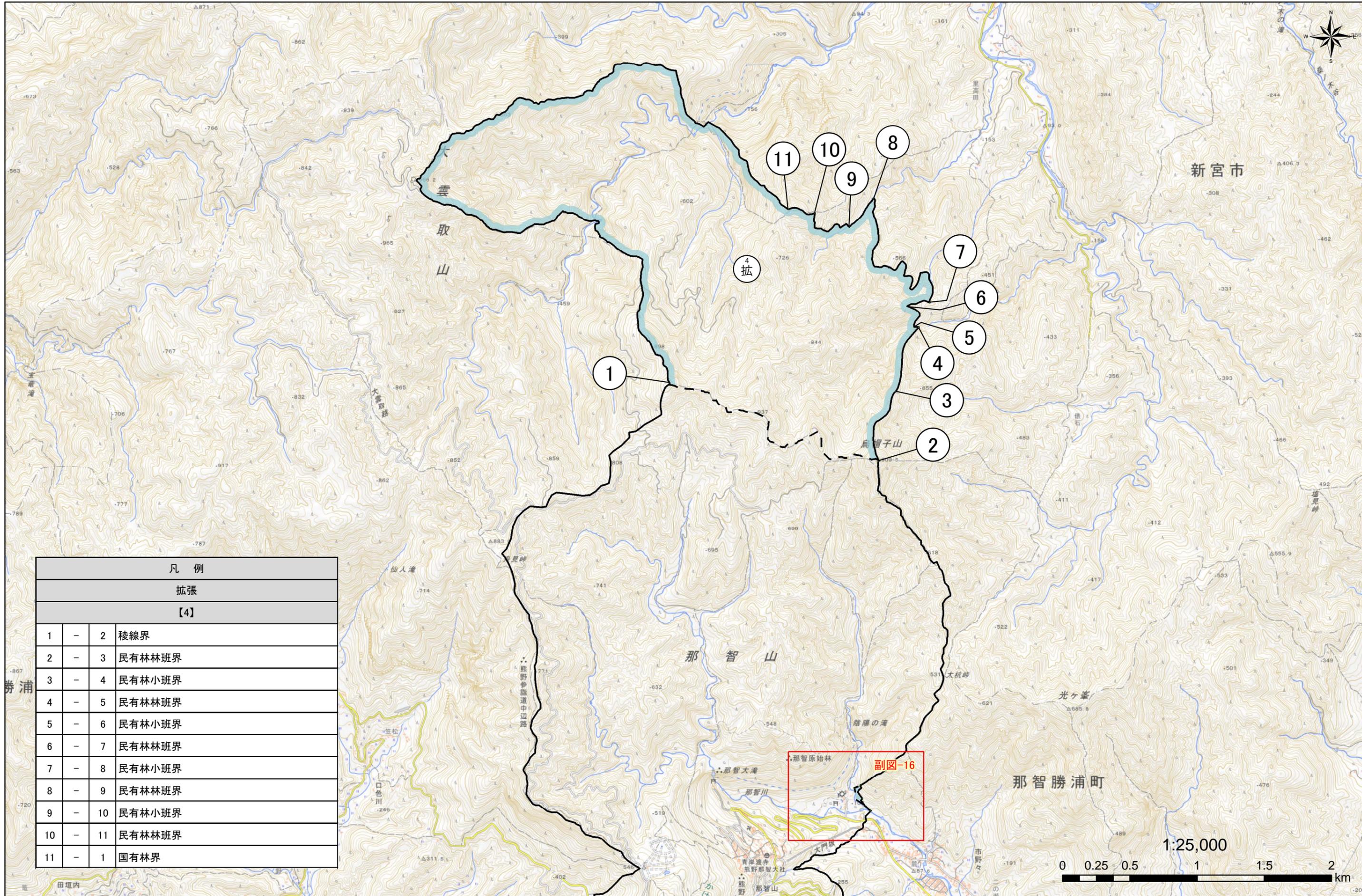


凡 例			
削除			
【26】			
1	-	2	港湾区域(海域)線界
2	-	3	汀線界
3	-	4	(旧)汀線界
4	-	1	現行国立公園区域線界









凡例

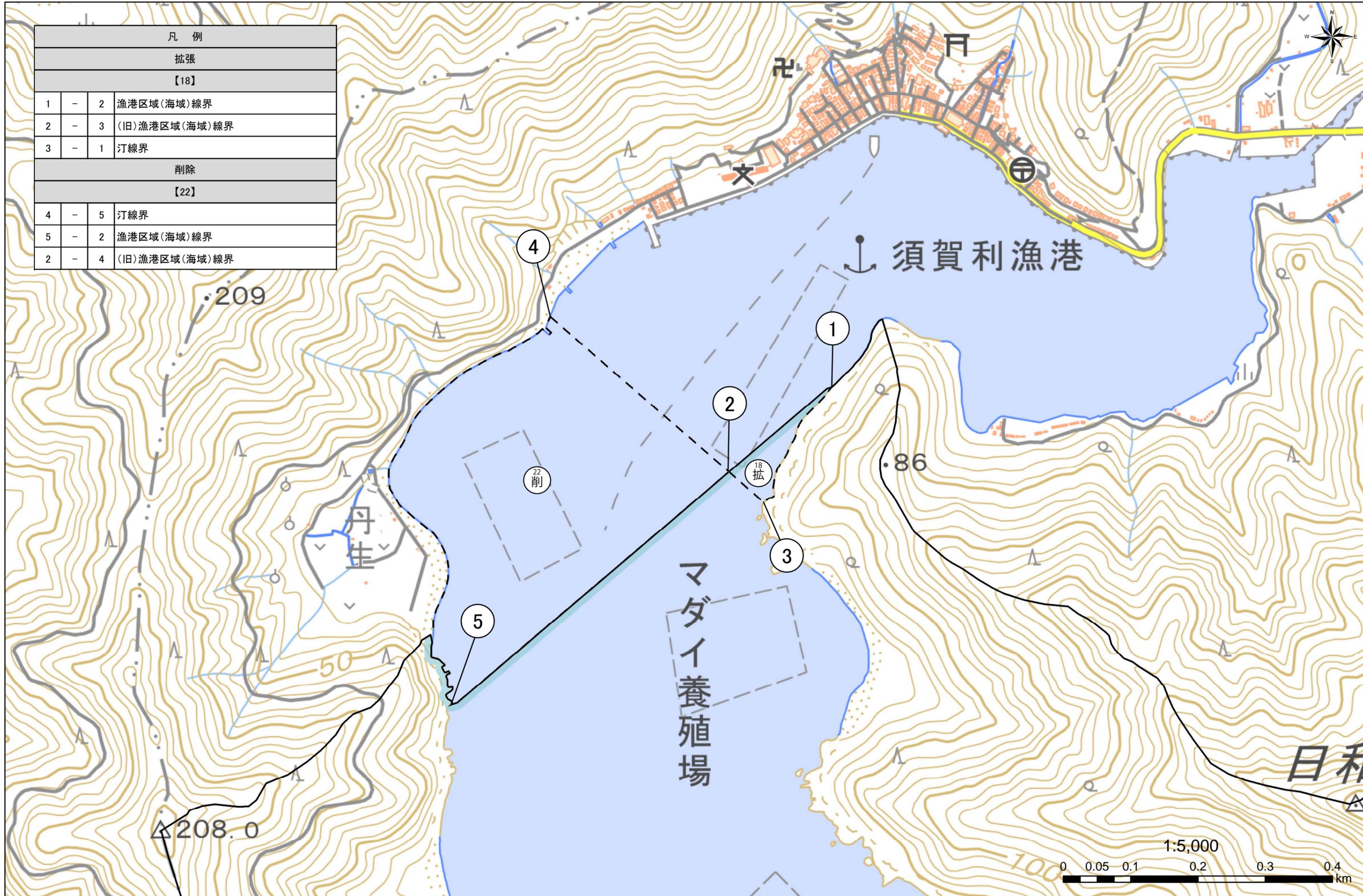
拡張

【4】

1	-	2	稜線界
2	-	3	民有林林班界
3	-	4	民有林小班界
4	-	5	民有林林班界
5	-	6	民有林小班界
6	-	7	民有林林班界
7	-	8	民有林小班界
8	-	9	民有林林班界
9	-	10	民有林小班界
10	-	11	民有林林班界
11	-	1	国有林界

1:25,000

0 0.25 0.5 1 1.5 2 km



凡 例			
拡張			
【18】			
1	-	2	漁港区域(海域)線界
2	-	3	(旧)漁港区域(海域)線界
3	-	1	汀線界
削除			
【22】			
4	-	5	汀線界
5	-	2	漁港区域(海域)線界
2	-	4	(旧)漁港区域(海域)線界

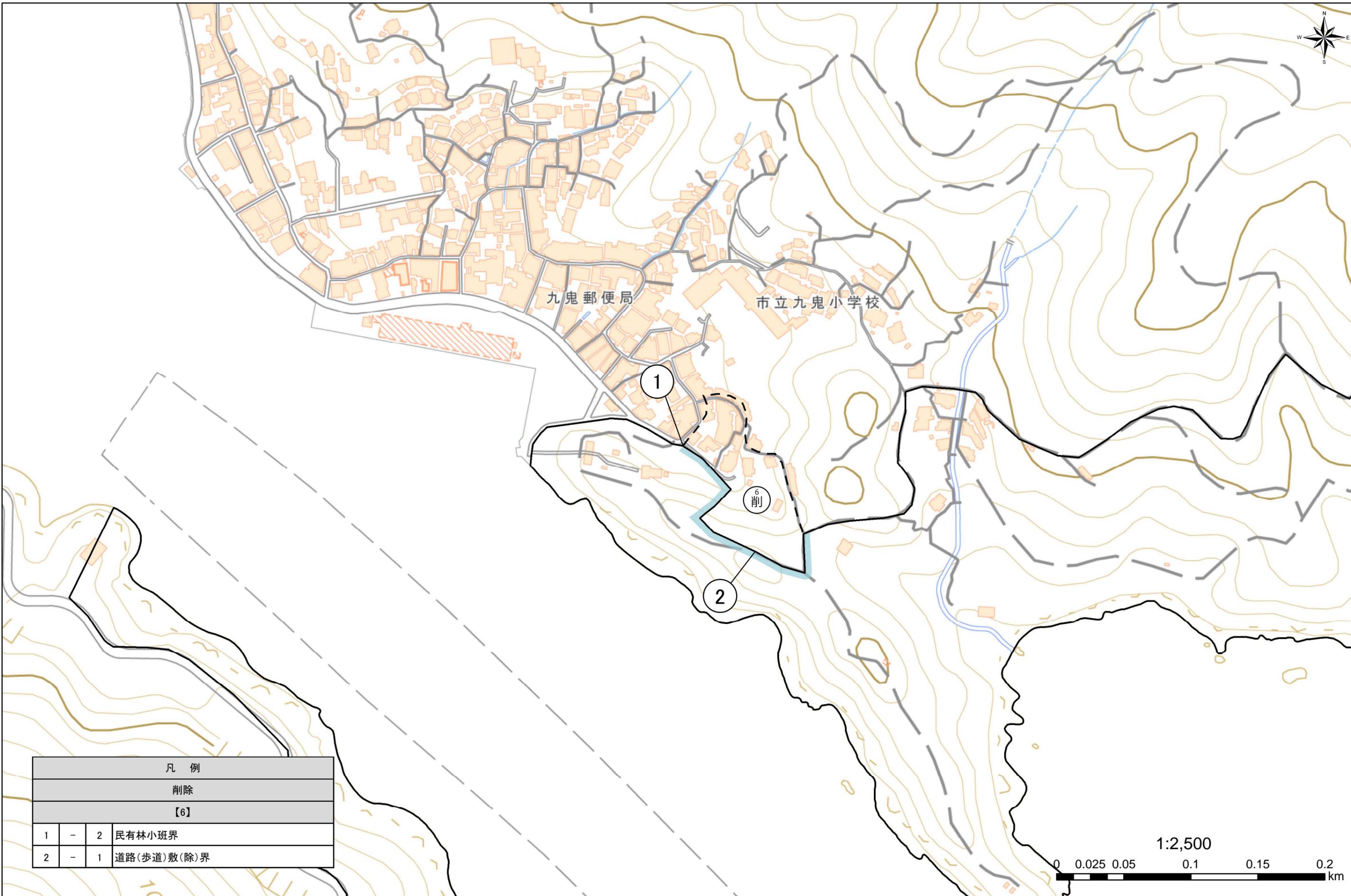
須賀利漁港

マダイ養殖場

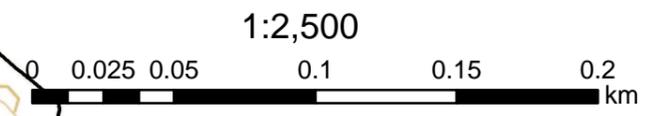
丹生

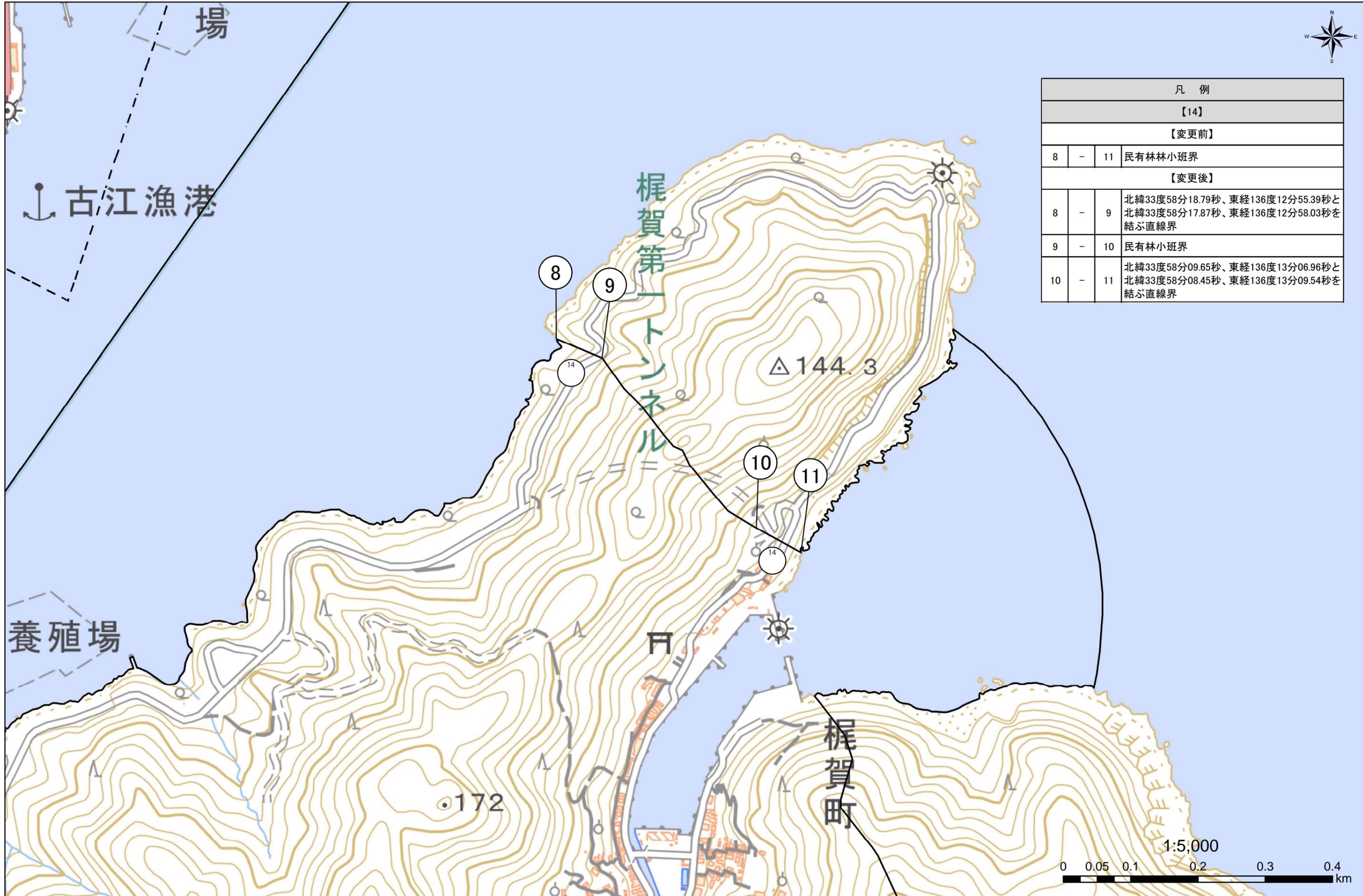
目利



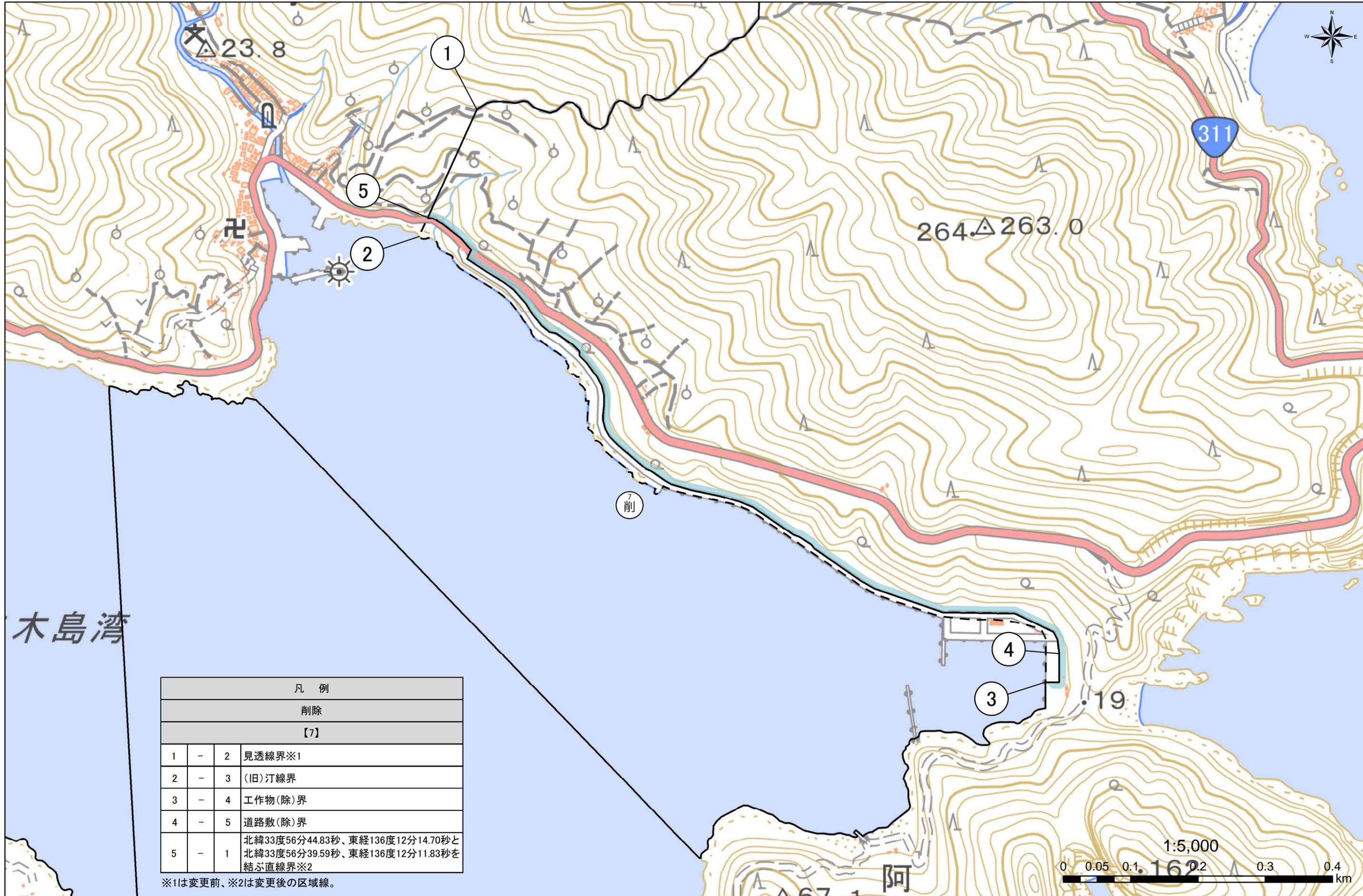


凡 例			
削除			
【6】			
1	-	2	民有林小班界
2	-	1	道路(歩道)敷(除)界



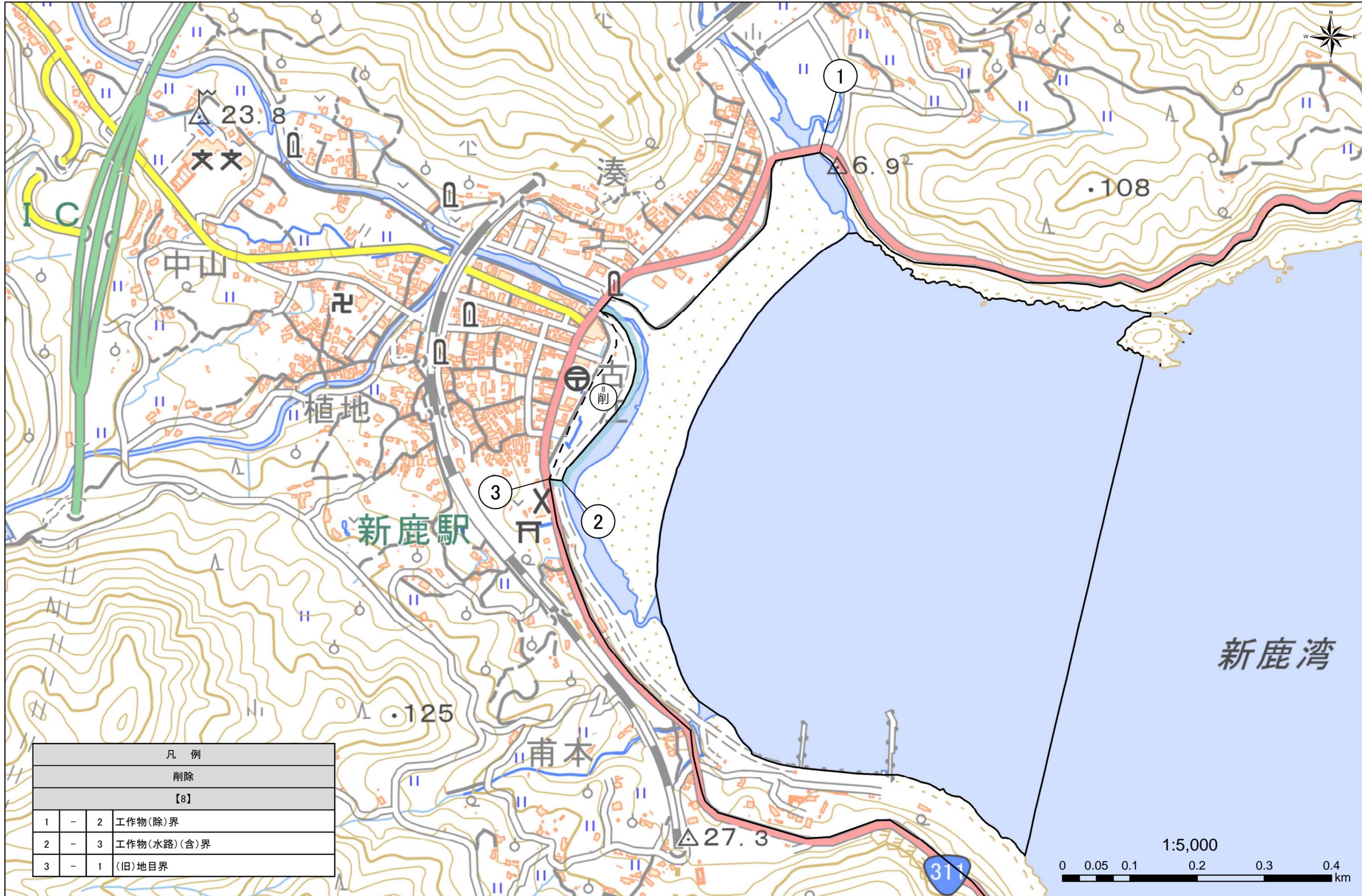


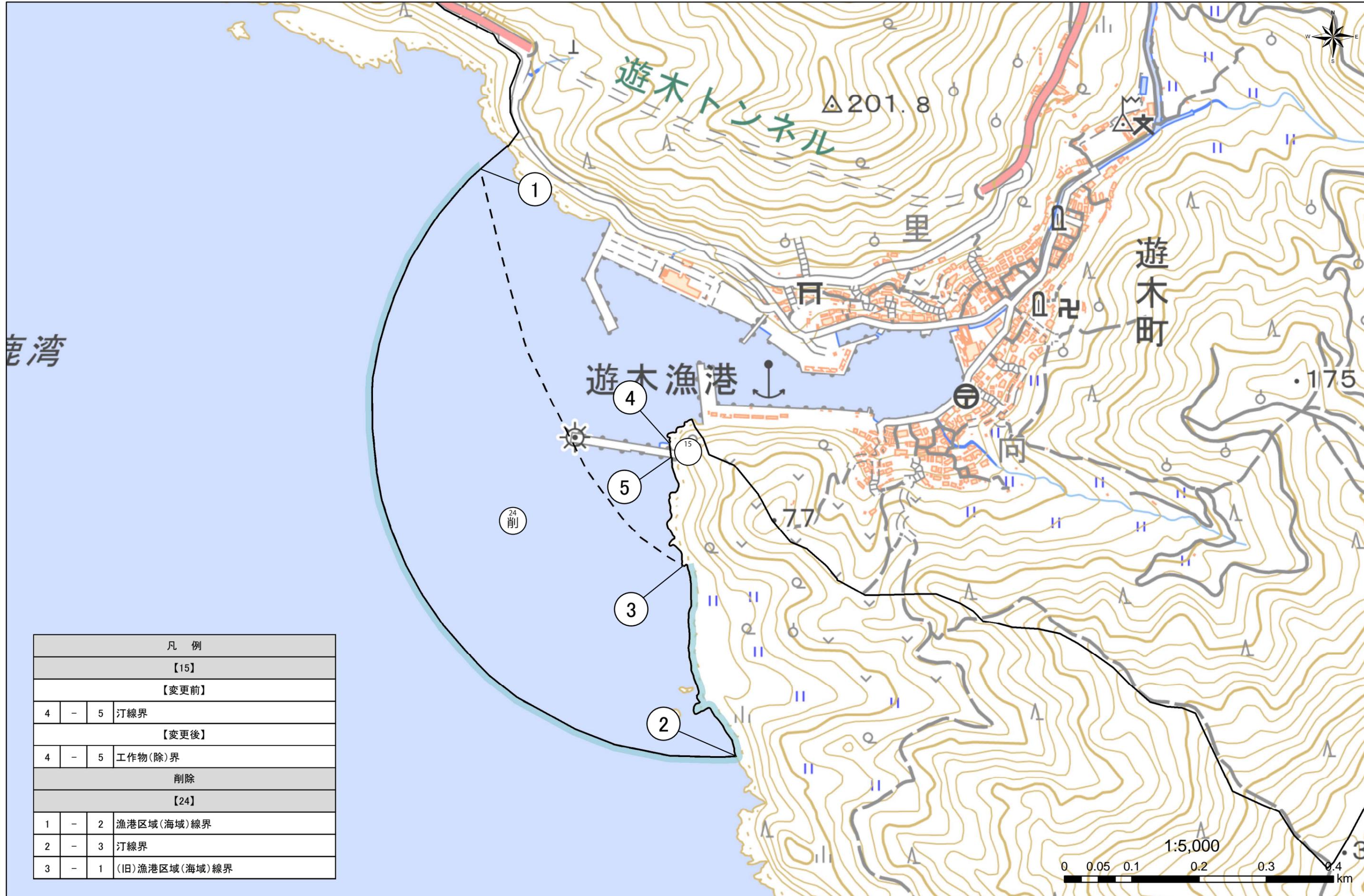
凡 例			
【14】			
【変更前】			
8	-	11	民有林林小班界
【変更後】			
8	-	9	北緯33度58分18.79秒、東経136度12分55.39秒と北緯33度58分17.87秒、東経136度12分58.03秒を結ぶ直線界
9	-	10	民有林小班界
10	-	11	北緯33度58分09.65秒、東経136度13分06.96秒と北緯33度58分08.45秒、東経136度13分09.54秒を結ぶ直線界



凡 例			
削除			
【7】			
1	-	2	見透線界※1
2	-	3	(旧)汀線界
3	-	4	工作物(除)界
4	-	5	道路敷(除)界
5	-	1	北緯33度56分44.83秒、東経136度12分14.70秒と北緯33度56分39.59秒、東経136度12分11.83秒を結ぶ直線界※2

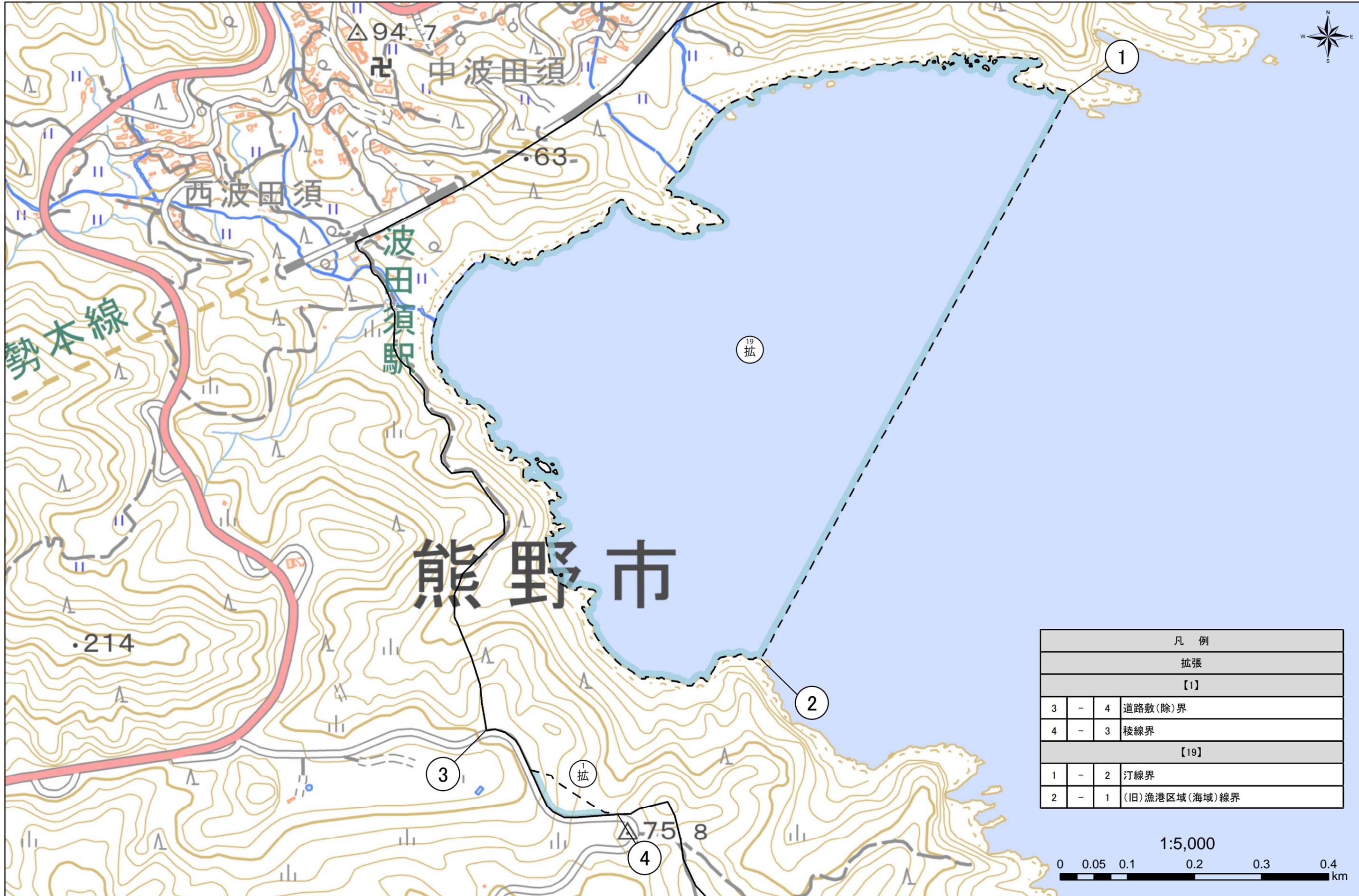
※1は変更前、※2は変更後の区域線。





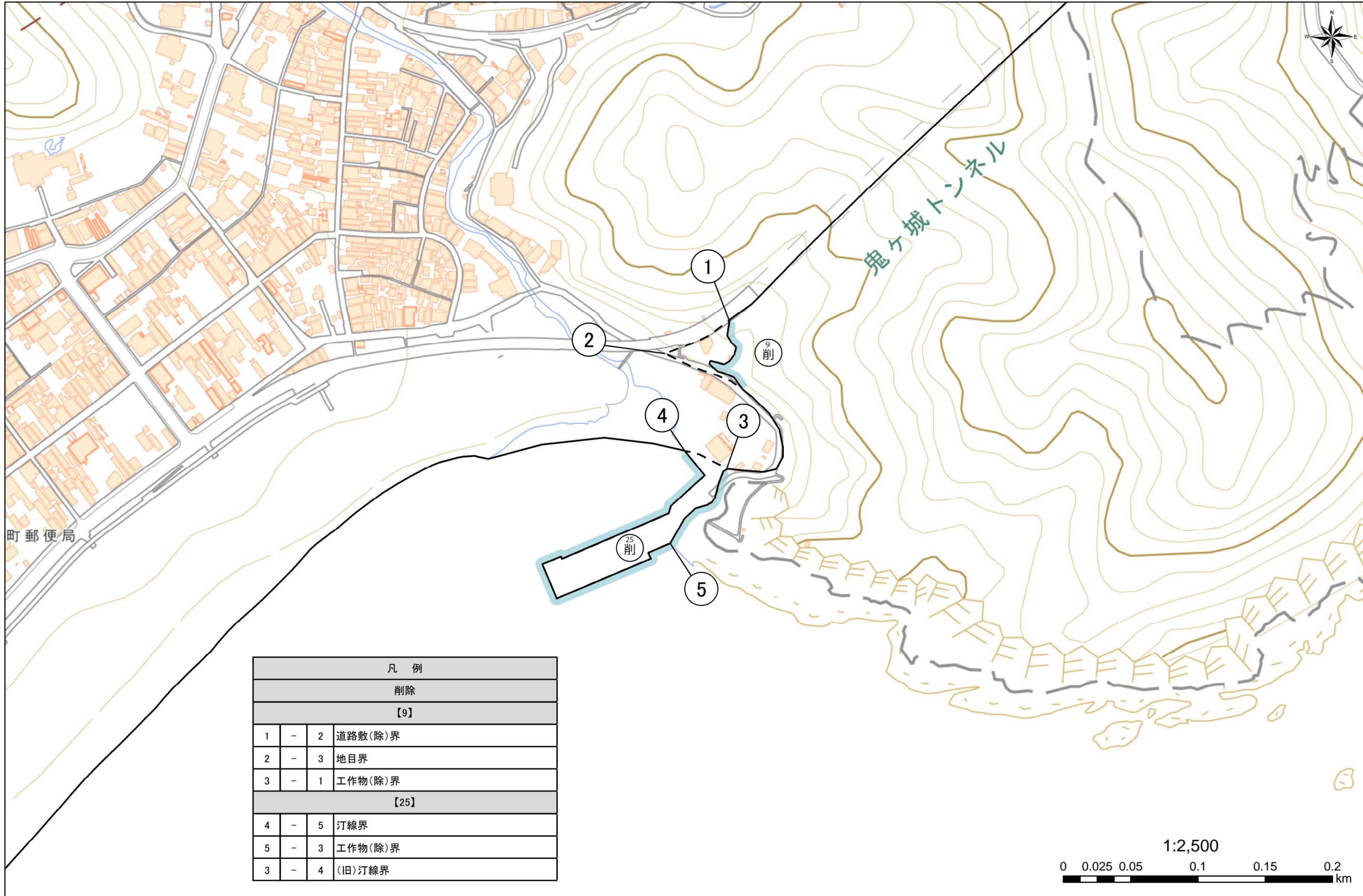
凡 例			
【15】			
【変更前】			
4	-	5	汀線界
【変更後】			
4	-	5	工作物(除)界
削除			
【24】			
1	-	2	漁港区域(海域)線界
2	-	3	汀線界
3	-	1	(旧)漁港区域(海域)線界



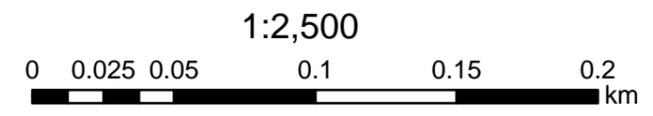


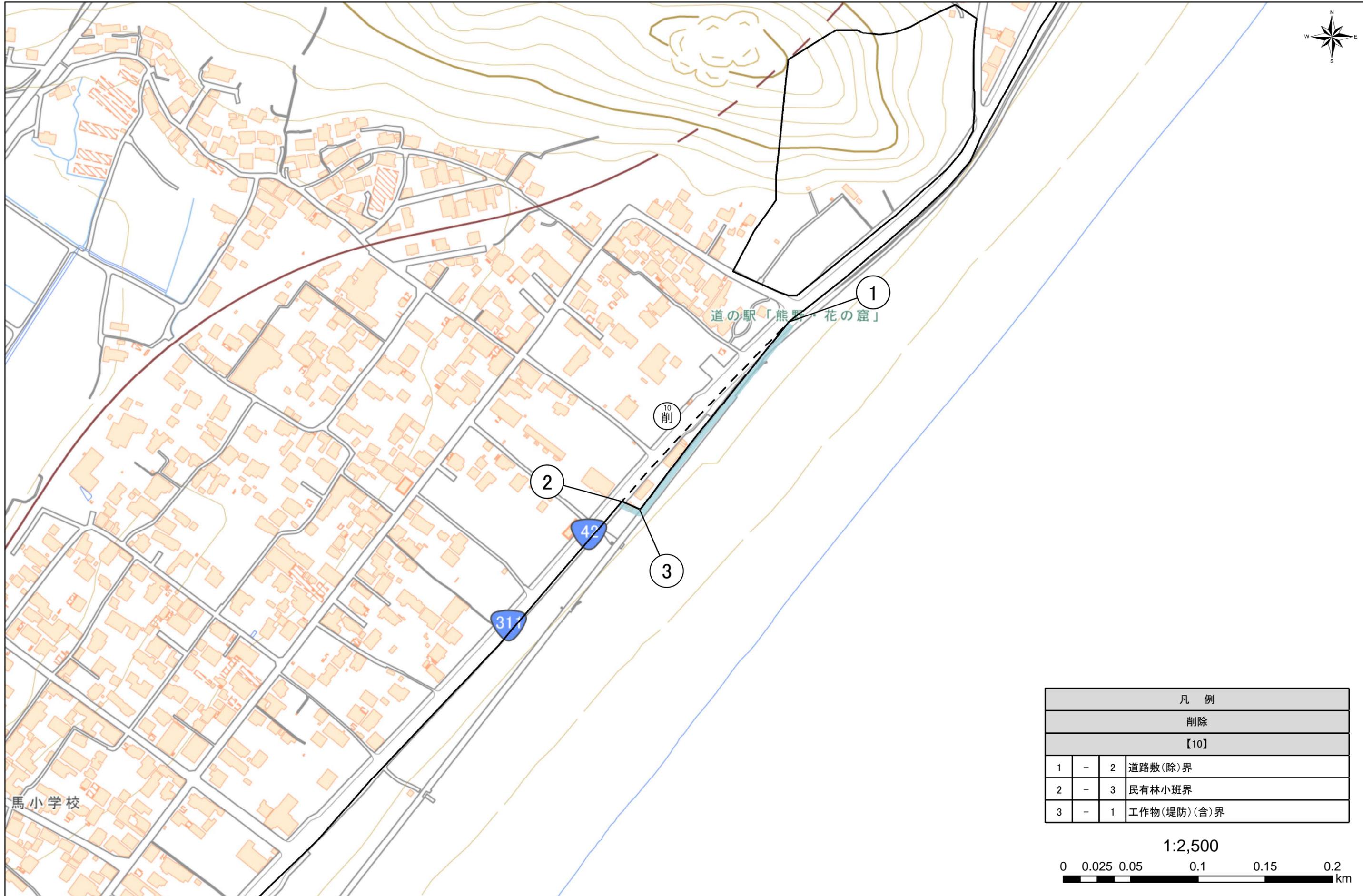
凡 例			
拡張			
【1】			
3	-	4	道路敷(除)界
4	-	3	稜線界
【19】			
1	-	2	汀線界
2	-	1	(旧)漁港区域(海域)線界





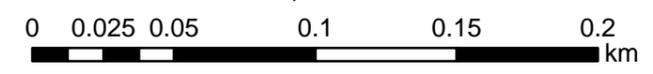
凡 例			
削除			
【9】			
1	-	2	道路敷(除)界
2	-	3	地目界
3	-	1	工作物(除)界
【25】			
4	-	5	汀線界
5	-	3	工作物(除)界
3	-	4	(旧)汀線界

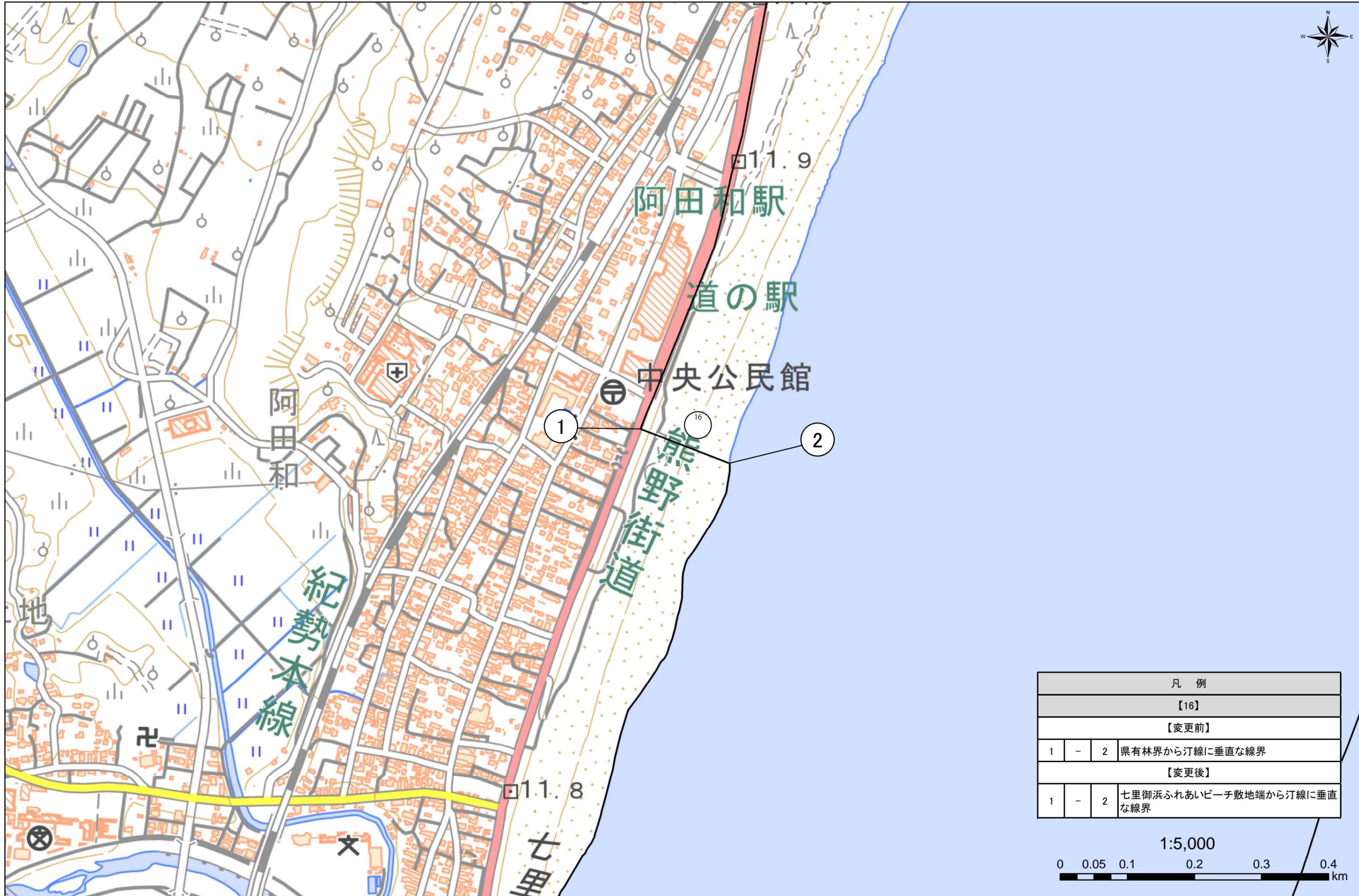




凡 例			
削除			
【10】			
1	-	2	道路敷(除)界
2	-	3	民有林小班界
3	-	1	工作物(堤防)(含)界

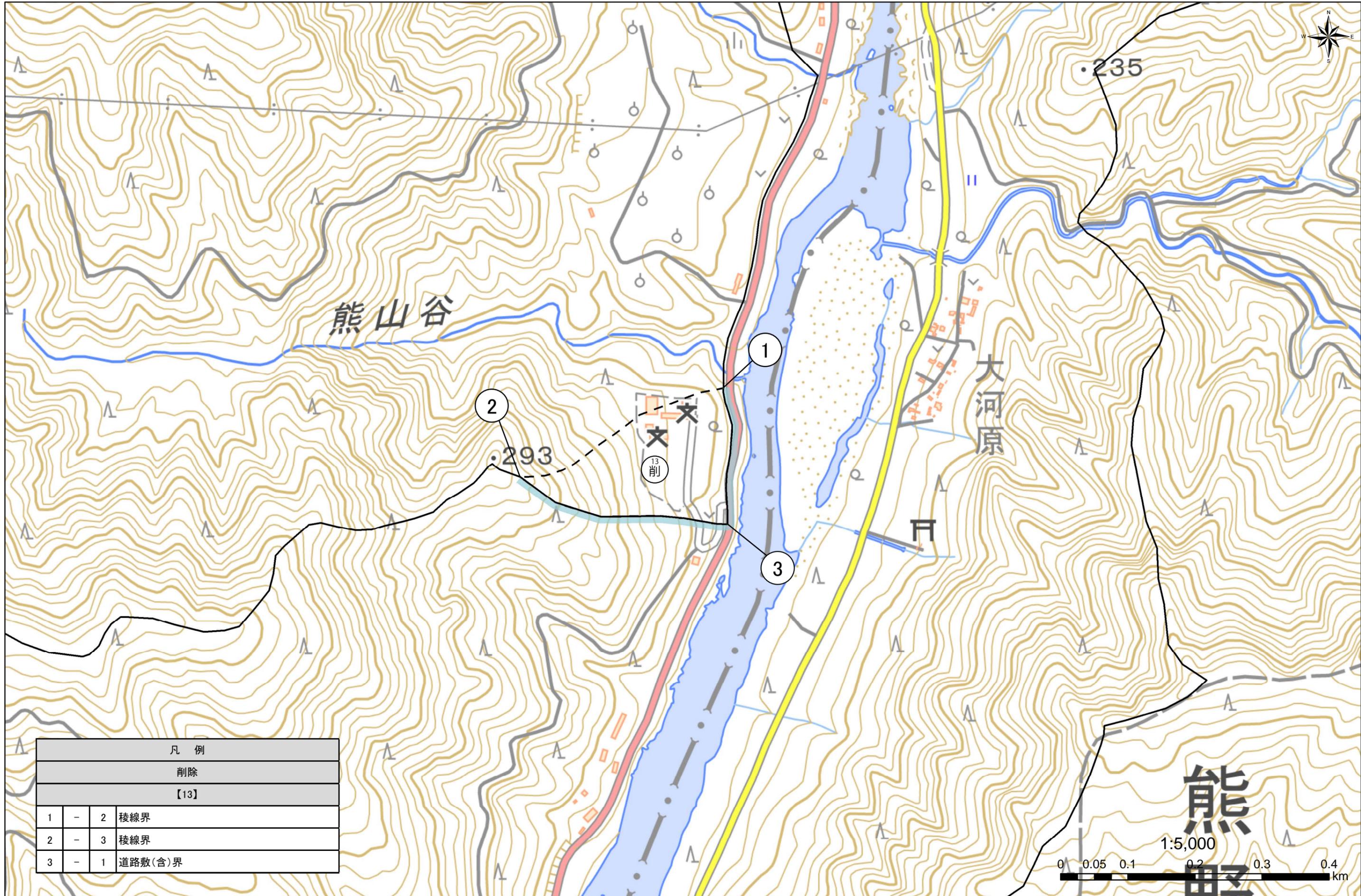
1:2,500

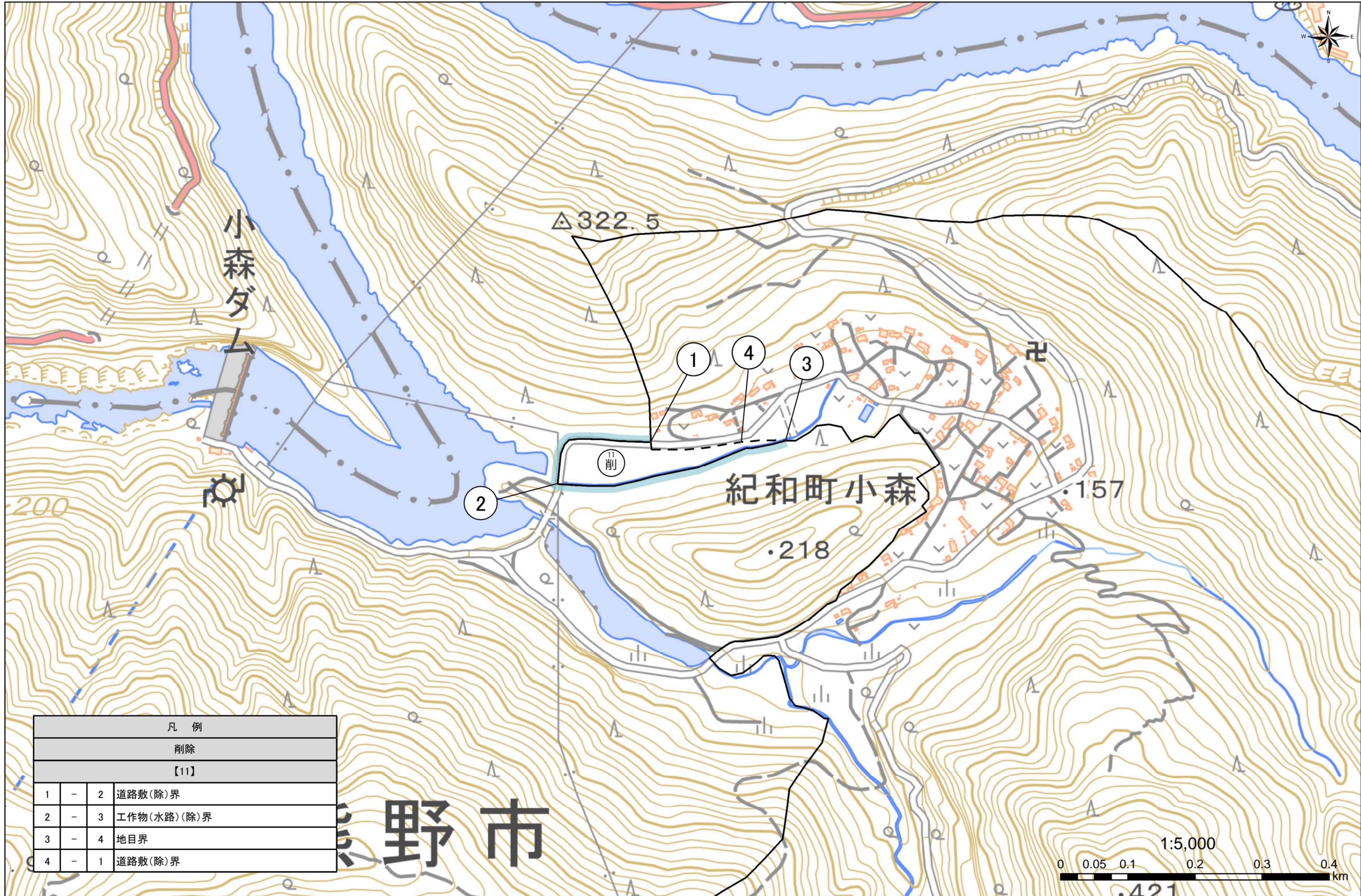


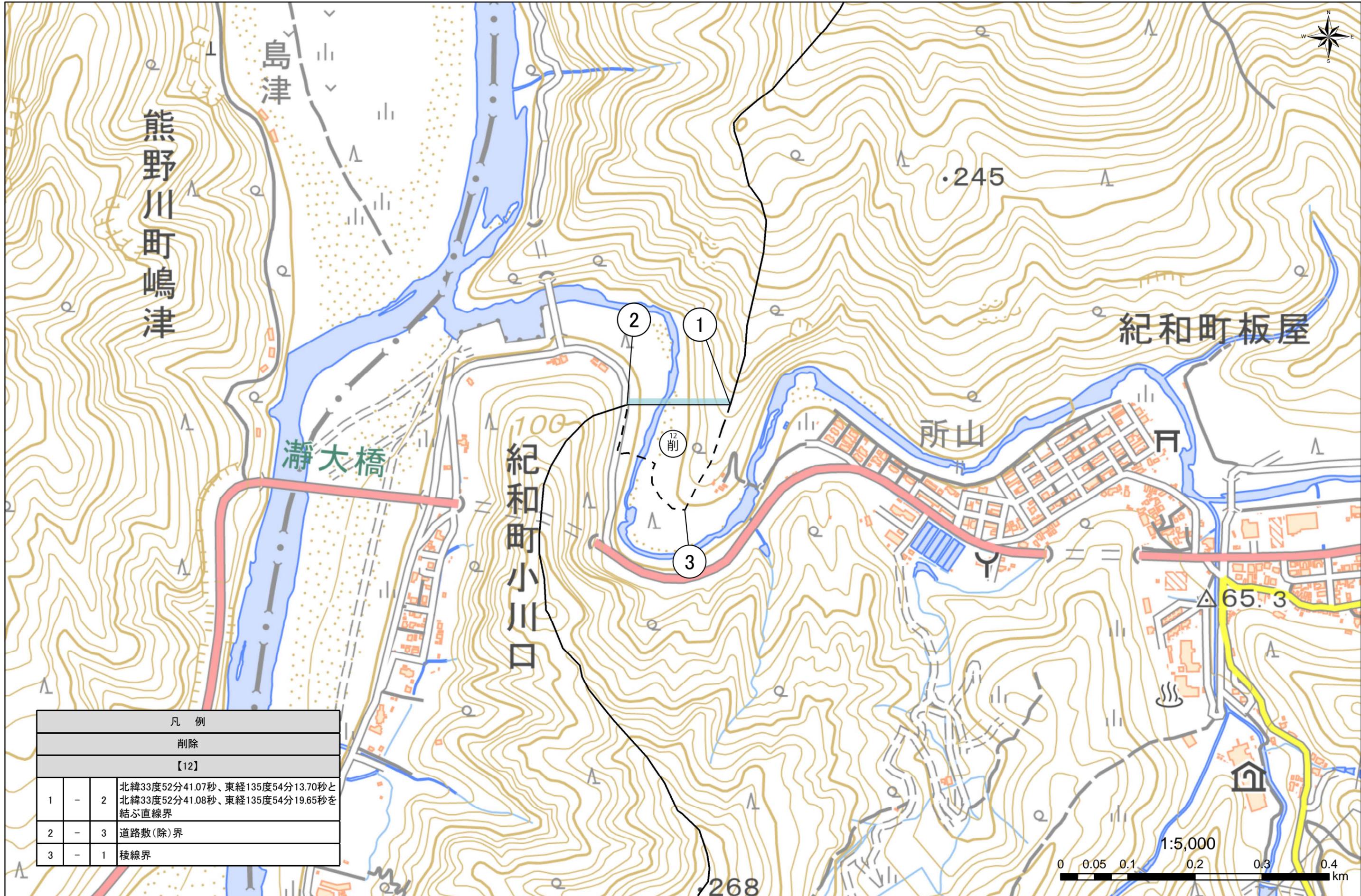


凡 例		
【16】		
【変更前】		
1	-	2 県有林界から汀線に垂直な線界
【変更後】		
1	-	2 七里御浜ふれあいビーチ敷地端から汀線に垂直な線界



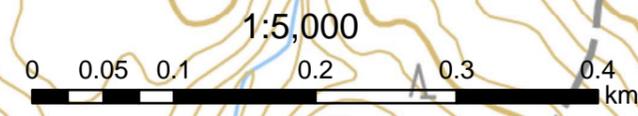






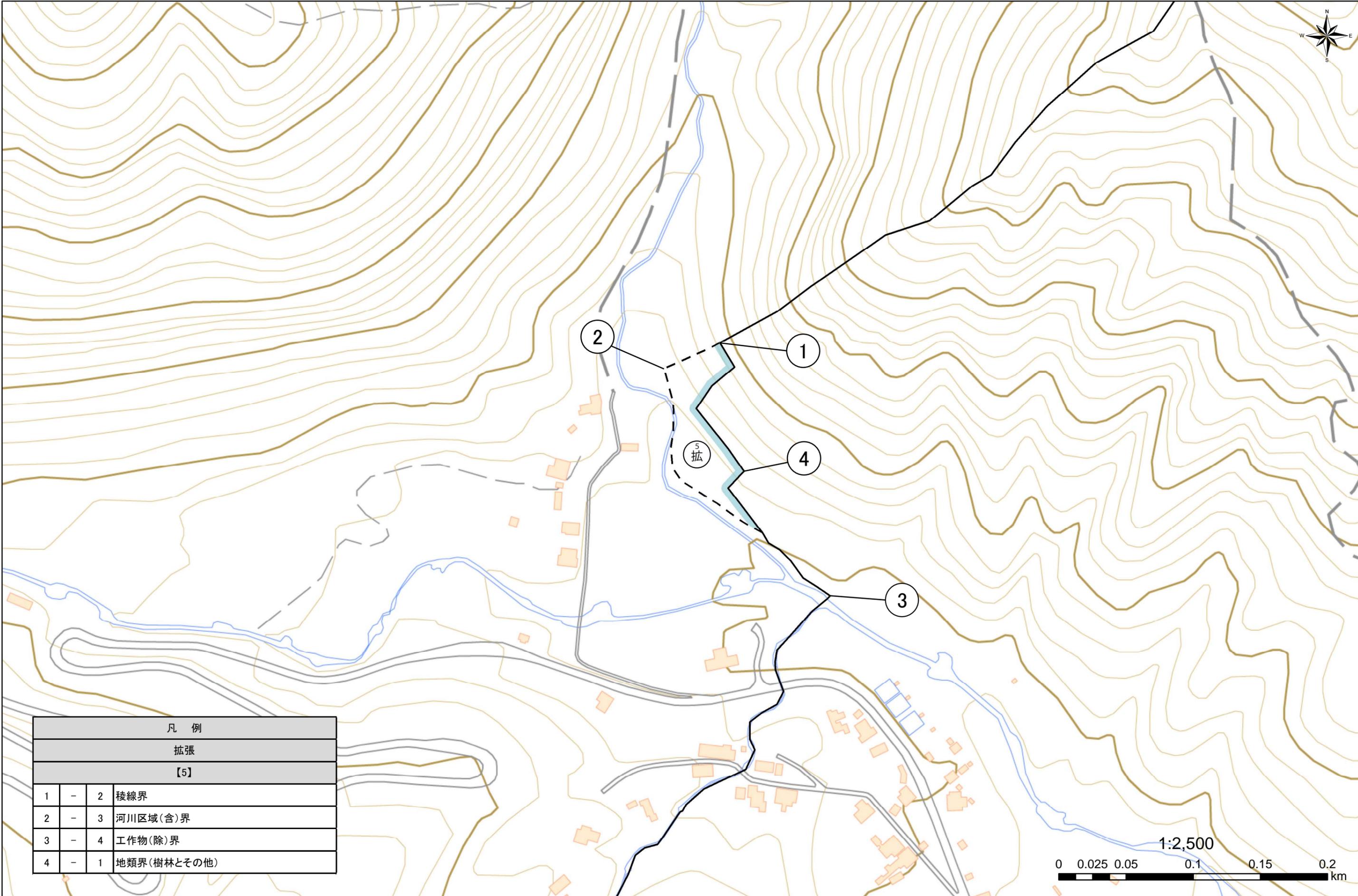


凡 例			
【17】			
【変更前】			
1	-	2	道路(歩道)敷(含)界
【変更後】			
1	-	2	道路敷(含)界

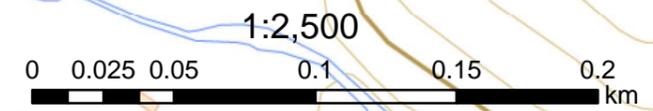




凡 例			
拡張			
【3】			
1	-	2	河川区域(除)界
2	-	3	工作物(橋)(除)界
3	-	4	河川区域(含)界
4	-	1	稜線界



凡 例			
拡張			
【5】			
1	-	2	稜線界
2	-	3	河川区域(含)界
3	-	4	工作物(除)界
4	-	1	地類界(樹林とその他)



第2 公園計画の変更

1 変更理由

「吉野熊野国立公園（熊野灘・熊野川・那智地域）」の自然的・社会的状況を踏まえながら、風致景観の保全及び適正な利用を図るとともに、海域の自然環境保全を一層推進するため、今回の第4次点検において「公園計画の変更」を行うものである。

具体的には、以下のとおりである。

- ① 三重県・^{にしき}錦並びに白浦及び^{しまかつうら}島勝浦の「海域拡張エリア」における、海域公園地区の計画決定
- ② 同エリア周辺の島嶼及び陸域の地種区分決定
- ③ 三重県・^{すがり}須賀利以南の、「既存の海域普通地域」における海域公園地区の計画決定
- ④ 既存の海域公園地区（三重県・^{にぎしま}二木島の2箇所）の拡張
- ⑤ 捕獲等規制動植物の指定（①及び③の海域公園地区：新規指定、④：指定種の一部変更）
- ⑥ 和歌山県・^{おおくもとりやま}大雲取山周辺の新規指定区域における保護規制計画の決定
- ⑦ 地種区分の変更（三重県・^{さがりまつ}盛松及び^{かじか}梶賀、和歌山県・^{なちかつうらちよう}那智勝浦町）
- ⑧ その他、区域線の明確化

このうち、①～⑤については、「生物多様性に関するビッグデータ」等を使って解析を行った結果、「海域公園地区の新規計画決定及び既存海域公園地区の計画変更（区域拡張）並びに周辺の陸域・島嶼の保護規制計画の決定を行うことで、生物多様性の保全効率が高まる」ことが明らかになったためである。加えて、現地の風致及び海中景観の現地調査の結果、国立公園の資質を備えた素晴らしい自然環境であることが明らかとなったことから、第1種～第3種特別地域及び海域公園地区として計画決定するものである。

また、⑥については、森林簿データ、保護林モニタリング調査結果等に基づき検討した結果、「大雲取山の東側の国有林には、約80年生のアカガシ、ツガ等から構成される天然生林が分布すること」、「^{えぼしやま}烏帽子山北側の民有林区域には、林齢約110年生のスギ人工林及び林齢約80～90年生の天然生林が分布すること」、また、現地調査の結果、「当該地には、既存の国立公園内を流れる熊野川の支流である^{たかた}高田川が流れており、三ノ滝・二ノ滝を始めとする溪谷が美しい風致を呈し、周囲の森林と併せて一体的に保全する必要性が高い」こと、環境省レッドリスト2020において「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている「紀伊山地のカモシカ」、同レッドリストで準絶滅危惧（NT）かつ和歌山県レッドデータブック2012で学術的重要種（SI）に指定されているキイツムガタギセル、同レッドデータブックで準絶滅危惧（NT）に指定されているナガレヒキガエル等の生息地として重要であることから、第1種～第3種特別地域として計画決定するものである。

⑦については、森林簿データ、現地調査結果等に基づき検討した結果、盛松及び梶賀では、国立公園指定当初は未熟な二次林であったものが、時代の経過とともに遷移が進行したと考えられ、代償植生であっても特に自然植生に近いとされる自然度8のシイ・カシ二次林となっていること、那智勝浦町の国有林においては、那智原始林のバッファゾーンとなる「世界文化遺産貢献

の森林」について、保全効果を更に高めることが有益であることから、地種区分の変更を行うものである。